

令和4年度 第3回杉並区外部評価委員会 次第

令和4年10月27日
区役所分庁舎4階会議室

1 本日の予定

2 現地視察

(1) 馬橋通り、馬橋ほんむら公園（施策1）

3 所管課ヒアリング

(1) 施策 1 災害に強い防災まちづくり

(2) 公益社団法人 杉並区シルバー人材センター

(3) 施策 21 子育てセーフティネットの充実

4 その他

○第4回外部評価委員会（所管課ヒアリング）

11月4日（金） 午後1時～2時55分（予定） 区役所中棟4階第1委員会室

<資料>

ヒアリング対象施策評価表・財団等経営評価表

令和 4年度 杉並区施策評価表 I

施策	01	災害に強い防災まちづくり
目標	01	災害に強く安全・安心に暮らせるまち
施策担当課	市街地整備課	関係課 土木計画課 杉並土木事務所 みどり公園課

施策目標	<p>○区内の建築物の耐震化は大きく改善され、また、災害時に避難・救護の拠点となる震災救援所（区立小中学校等）周辺などの不燃化と木造住宅密集地域の不燃化対策が進み、倒れにくく燃えにくいまちづくりが進んでいます。</p> <p>○総合治水対策として、東京都の河川改修事業とともに、雨水貯留や雨水浸透などの雨水流出抑制対策が進んでいます。</p>
------	---

活動指標		成果指標	
指標名 (1)	区が助成した耐震診断等の件数 (旧耐震基準建築物)	指標名 (1)	区内建築物の耐震化率
算式・指標説明		算式・指標説明	耐震性を有する建物棟数÷建物総棟数
指標名 (2)	耐震補強整備橋梁数	指標名 (2)	木造住宅密集地域の不燃領域率(不燃化特区)
算式・指標説明		算式・指標説明	空地率+(1-空地率÷100)×不燃化率
指標名 (3)	雨水浸透施設設置助成戸数	指標名 (3)	雨水流出抑制対策施設の整備率
算式・指標説明		算式・指標説明	流域豪雨対策計画の目標対策量(631,000立米)に対する雨水流出抑制対策整備量の割合
指標名 (4)	防災まちづくりニュース等の発行回数	指標名 (4)	
算式・指標説明		算式・指標説明	
		指標名 (5)	
		算式・指標説明	
		指標名 (6)	
		算式・指標説明	

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		目標値	目標年度			
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績					
活動指標	活動指標 (1)	1	件	183	700	175	700	155			
	活動指標 (2)	2	橋	2	1	1	1	1			
	活動指標 (3)	3	戸	52	150	32	150	42			
	活動指標 (4)	4	回	7	6	8	6	7			
成果指標	成果指標 (1)	5	%	90.9	95	92.0	96	92.9	96	令和 3年度	
	成果指標 (2)	6	%	59.9	70.0	61.3	0.0	0.0	0	令和 3年度	
	成果指標 (3)	7	%	52.7	58.5	54.4	60.0	55.5	60	令和 3年度	
	成果指標 (4)	8									
	成果指標 (5)	9									
	成果指標 (6)	10									
施策コスト	事業費	11	千円	1,544,325	1,697,360	1,167,787	3,249,502	2,514,681	特記事項		
	(内) 投資的経費等	12	千円	986,978	1,027,407	600,193	2,057,610	1,575,014			
	(内) 委託費	13	千円	495,398	551,351	462,521	586,888	516,454			
	職員数	常勤職員数 (再任用含)	14	人	26.55	25.12	26.91	26.46	28.27		
		上記以外の職員	15	人	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50		
	人件費 (14+15+16)	17	千円	235,071	211,377	221,813	222,229	233,806			
	総事業費 (11+17)	18	千円	1,779,396	1,908,737	1,389,600	3,471,731	2,748,487			
	国・都等からの補助金等	19	千円	672,272	613,397	453,587	1,590,384	1,464,363			
	総事業費伸び率 (計画、実績の対前年度比)	20	%			△21.9	81.9	97.8			
	人件費比率 (17÷18)	21	%	13.2	11.1	16.0	6.4	8.5			

<p>施策を取り巻く環境 (社会情勢、国、都の動き、 区民意見等)</p>	<p>首都直下地震の切迫性が指摘されていることから、区内建築物の耐震化を引き続き計画的・総合的に促進する必要があります。また震災救援所周辺や大規模災害時に延焼被害の拡大が懸念される木造住宅密集地域等を中心に不燃化建替えを促進し、不燃化特区においては、道路や公共空地など基盤整備の強化を図って行く必要があります。これらの施策を着実に進めるためには、防災・減災に対する区民のさらなる理解と協力が必要です。橋梁については、防災対策として避難路等を確保するために重要な構造物であり、老朽化していく中でコストを縮減しつつ健全性を保持する予防保全型の維持修繕の重要性が増しています。水害への対策については、近年多発している集中豪雨や大型化する台風から区民の生命や財産を守るため、河川や下水道整備などのハード面の対策や、雨水流出抑制対策の推進が求められています。また、区民が水害に備えるための必要な情報を的確に伝達するなどのソフト対策も重要な役割を担っています。</p>
---	--

<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と 評価結果)</p>	<p>建築物の耐震化については、区内建築物の更なる耐震化に向けて杉並区耐震改修促進計画を改定したほか、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修助成件数は、これまで継続して取り組んできた効果もあり、令和2年度に比べて増加しました。また、杉並区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づきチラシの配布等を行い、耐震化の重要性や助成制度等の周知に努めました。建築物の不燃化については、各種支援制度の周知を行いながら不燃化建替えの促進を図るとともに、不燃化特区においては、優先整備路線の拡幅用地や公園用地の確保、地元住民との防災まちづくりの検討会等を行いました。橋梁については、長寿命化修繕や耐震補強工事等を着実に実施しました。今後も定期点検を含めた予防保全型の維持修繕により安全性を確保し、かつ効率的な管理を進めます。雨水流出抑制対策については、公共施設をはじめ、民間施設への対策指導・協力要請や個人住宅等への雨水浸透施設設置助成を実施するなど、流域対策の目標の達成に向けた官民一体となった取組を行いました。また、局地的大雨にも迅速に対応できる水防態勢の強化や、区民への迅速・的確な情報提供を行うために、日頃の備えから避難行動に至るまでの役立つ情報をまとめた「水害ハザードマップ」の周知やIoT街路灯システムによる河川監視カメラ映像のリアルタイム配信を開始するなど、水害に強いまちづくりを推進しました。</p>
--	---

<p>改善・見直しの方向 中長期</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="392 815 734 869"> <p>今後の施策の方向性</p> </td> <td data-bbox="734 815 1548 869"> <p>拡充</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 869 734 1272"> <p>今後の進め方</p> </td> <td data-bbox="734 869 1548 1272"> <p>建築物の耐震化については、令和3年度に改定した杉並区耐震改修促進計画に基づき、更なる耐震化の向上を目指すとともに、区民への耐震化に関する理解促進や支援・助成制度の普及啓発を図ります。建築物の不燃化については、新基本構想を踏まえ、震災救援所周辺等の不燃化を引き続き推進するとともに木造住宅密集地域等を中心に不燃化建替え支援の強化を図ります。さらに不燃化特区については、引き続き地区住民と防災まちづくりを推進し、道路や公共空地など基盤整備の強化を図ります。橋梁については、予防保全型の修繕方針に沿って、事業費の平準化にも配慮しながら安全かつ効率的な施設管理に努めていきます。治水対策として重要な役割を担っている雨水流出抑制対策については、周知活動の強化とあわせて効果的な取組の検討を進めながら促進を図っていきます。水防対策については、既存のシステムやIT技術を活用した、より効果的な情報提供について検討を行い、局地的大雨にも柔軟に対応できる水防態勢を充実していきます。また、東京都が進める河川・下水道整備の早期実現に向け、都との連携・協力を強化するなど、治水対策を総合的に推進していきます。</p> </td> </tr> </table>	<p>今後の施策の方向性</p>	<p>拡充</p>	<p>今後の進め方</p>	<p>建築物の耐震化については、令和3年度に改定した杉並区耐震改修促進計画に基づき、更なる耐震化の向上を目指すとともに、区民への耐震化に関する理解促進や支援・助成制度の普及啓発を図ります。建築物の不燃化については、新基本構想を踏まえ、震災救援所周辺等の不燃化を引き続き推進するとともに木造住宅密集地域等を中心に不燃化建替え支援の強化を図ります。さらに不燃化特区については、引き続き地区住民と防災まちづくりを推進し、道路や公共空地など基盤整備の強化を図ります。橋梁については、予防保全型の修繕方針に沿って、事業費の平準化にも配慮しながら安全かつ効率的な施設管理に努めていきます。治水対策として重要な役割を担っている雨水流出抑制対策については、周知活動の強化とあわせて効果的な取組の検討を進めながら促進を図っていきます。水防対策については、既存のシステムやIT技術を活用した、より効果的な情報提供について検討を行い、局地的大雨にも柔軟に対応できる水防態勢を充実していきます。また、東京都が進める河川・下水道整備の早期実現に向け、都との連携・協力を強化するなど、治水対策を総合的に推進していきます。</p>
<p>今後の施策の方向性</p>	<p>拡充</p>				
<p>今後の進め方</p>	<p>建築物の耐震化については、令和3年度に改定した杉並区耐震改修促進計画に基づき、更なる耐震化の向上を目指すとともに、区民への耐震化に関する理解促進や支援・助成制度の普及啓発を図ります。建築物の不燃化については、新基本構想を踏まえ、震災救援所周辺等の不燃化を引き続き推進するとともに木造住宅密集地域等を中心に不燃化建替え支援の強化を図ります。さらに不燃化特区については、引き続き地区住民と防災まちづくりを推進し、道路や公共空地など基盤整備の強化を図ります。橋梁については、予防保全型の修繕方針に沿って、事業費の平準化にも配慮しながら安全かつ効率的な施設管理に努めていきます。治水対策として重要な役割を担っている雨水流出抑制対策については、周知活動の強化とあわせて効果的な取組の検討を進めながら促進を図っていきます。水防対策については、既存のシステムやIT技術を活用した、より効果的な情報提供について検討を行い、局地的大雨にも柔軟に対応できる水防態勢を充実していきます。また、東京都が進める河川・下水道整備の早期実現に向け、都との連携・協力を強化するなど、治水対策を総合的に推進していきます。</p>				

令和 4年度 杉並区施策評価表Ⅱ（施策を構成する事務事業）

(00001)

【施策 01】 【施策名称 災害に強い防災まちづくり】 ※金額の単位は千円

整理番号	事務事業名称	実行計画事業	主要事業	令和 3年度 事業費	人件費	総事業費	施策から見た 事業の方向性
1	354 防災まちづくり①	○	○	501,835	45,386	547,221	推進（拡充）
2	358 不燃化促進住宅管理			1,446	5,128	6,574	縮小（廃止）
3	378 耐震改修促進	○	○	1,473,191	54,985	1,528,176	推進（拡充）
4	380 ブロック塀等安全対策支援事業		○	14,972	8,510	23,482	現状維持
5	396 道路等清掃			123,706	28,120	151,826	現状維持
6	401 水害多発地域対策の推進	○		16,494	2,253	18,747	現状維持
7	402 橋梁の長寿命化と補強・改良	○		99,132	30,786	129,918	現状維持
8	403 河川維持管理	○		209,545	34,833	244,378	現状維持
9	405 水防対策	○	○	45,813	8,825	54,638	現状維持
10	406 雨水流出抑制対策等工事助成	○		15,362	11,309	26,671	現状維持
11	407 排水場維持管理			684	83	767	現状維持
12	408 公共溝渠維持管理			7,991	1,085	9,076	現状維持
13	421 公園のリニューアル①	○	○	4,510	2,503	7,013	現状維持
14	以下再掲事業分の評価表						
15	400 狭あい道路拡幅整備						
16	419 公園等の整備						
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
合計				2,514,681	233,806	2,748,487	

施策を構成する 事務事業に関する特記事項	
-------------------------	--

施策の総括評価(平成24年度～令和3年度)

施策1 災害に強い防災まちづくり

東日本大震災の被害を教訓に、防災・減災に関する啓発活動を行いながら、倒れにくく燃えにくい防災まちづくりを推進した結果、区内建築物の耐震化率は12.8ポイント上昇し、不燃化特区の不燃領域率は9.2ポイント上昇しました。今後、首都直下地震の発生に備え、大規模災害時に延焼被害の拡大が懸念される木造住宅密集地域等を中心に、倒れにくく燃えにくい防災まちづくりを、更に推進して行きます。

雨水流出抑制対策は、公共施設をはじめ、民間施設への指導・協力や個人住宅等への雨水浸透施設設置助成を進めるなど、官民一体となった取組を行ってきましたが、都の計画改定により目標対策量が増えたことなどから目標達成率60%に対し55.5%となりました。引き続き、水害に関する情報提供を確実に実施するなどソフト・ハードの両面から総合的な治水対策を進めます。また、計画的に橋梁の長寿命化修繕と耐震補強を実施し、安全性の確保と効率的な施設管理に努めることで災害に強いまちづくりを進めます。

指標名	ホップ		ステップ		ジャンプ		
	H24年度 (2012) 実績	H26年度(2014)		H30年度(2018)		R3年度(2021)	
		目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
区内建築物の耐震化率	80.1%	90.0%	83.2%	93.0%	89.6%	96.0%	92.9%
木造密集地域の不燃化率(阿佐谷南・高円寺南地区)	53.1%	—	55.3%	64.0%	59.2%	—	—
木造住宅密集地域の不燃領域率(不燃化特区)※	上記の指標に替えて、新たに東京都が指標としている不燃領域率を設定。なお、当指標の平成24年度の不燃領域率は52.1%				58.5%	70.0%	61.3%
雨水流出抑制対策施設の整備率	43.3%	47.0%	48.4%	55.0%	51.7%	60.0%	55.5%

※不燃化領域率は、目標年度を令和2年度としているため、「ジャンプ」の目標値及び実績は令和2年度の値を表示しています。

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00362)

事務事業名称	防災まちづくり①	款	05	項	01	目	02	事業	002	整理番号	354	
現担当課名	市街地整備課	係名	不燃化推進係				連絡先 電話番号	3365	昨年度 整理番号	370		
上位施策No・施策名	01 災害に強い防災まちづくり						予算事業区分	既定事業				
事業開始	平成 7年度	実行計画事業	目標	01	施策	01	計画事業	02	03	主要事業 (区政経営報告書掲載事業)		
令和 3年度 担当課名	市街地整備課						事業評価区分	一般				

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	木造住宅密集地域等及び震災救援所周辺等の土地・建物の所有者等	根拠 法令 等 (1) (2)	社会資本整備総合交付金交付要綱 東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱 東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○木造住宅密集地域等を対象に、不燃化による建替えを促進するなど、火災による延焼の危険性を低減させる。 ○震災救援所の機能を確保するため、施設周辺及び施設に至る緊急道路障害物除去路線沿道の建物の不燃化による建替えを促進する。	活動指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)	地域活動・庁内検討部会等の開催回数 防災まちづくりニュース等の発行回数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○不燃化特区内において、セミナーや防災まちづくり勉強会等を開催し、防災・減災の機運を高めるとともに、戸別訪問や建替え相談会等を行い、助成制度の周知を図るなど、地区の不燃化を促進する。 ○阿佐谷南・高円寺南地区の優先整備路線 (馬橋通り) の拡幅や公園等の基盤整備に取り組む。 ○震災救援所周辺等において、不燃化助成制度を積極的に周知し、対象地内の不燃化による建替えを促進する。	指標説明 成果指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明	木造住宅密集地域の不燃領域率 (不燃化特区) 不燃領域率=空地率+(1-空地率÷100)×不燃化率 震災救援所周辺等の助成件数 建築物の不燃化 (耐火・準耐火建築物) 建替えへの助成件数

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度	令和 3年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)	予算執行率 (%)
活動指標 (1)	1 回	5	5	5	5	5	5	100.0	93.4
活動指標 (2)	2 回	7	6	8	6	6	6	100.0	
成果指標 (1)	3 %	59.9	70	61.3	0	0.0	63	0.0	
成果指標 (2)	4 件	95	130	95	130	90	70	69.2	
事業費	5 千円	217,822	266,732	225,483	537,417	501,835	241,902	特記事項	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0	○成果指標 (1) の令和 3年度計画と実績が 0となっている理由は、令和 3年度までの旧総合計画では令和 2年度までの事業計画として位置付けていた事によります。	
(内) 委託費	7 千円	29,888	34,127	27,022	29,540	22,313	59,720		
職員数	8 人	5.43	4.90	5.30	4.90	5.44	0.00		
上記以外の職員	9 人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
人件費	10 千円	47,339	42,718	45,066	41,665	45,386	0		
上記以外の職員	11 千円	0	0	0	0	0	0		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	265,161	309,450	270,549	579,082	547,221	241,902		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	53,032,200	61,890,000	54,109,800	115,816,400	109,444,200	48,380,400		
財源	14 千円	0	0	0	0	0	0		
受益者負担分	15 千円	4,830	0	7,000	0	142,755	0		
国からの補助金等	16 千円	55,627	72,511	60,112	0	127,250	0		
都からの補助金等	17 千円	0	0	0	0	0	0		
その他の補助金等	18 千円	60,457	72,511	67,112	0	270,005	0		
特定財源計 (14+15+16+17)	19 千円	204,704	236,939	203,437	579,082	277,216	241,902		
差引：一般財源 (12-18)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
受益者負担比率 (14÷12)									

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 354

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	震災救援所周辺等の不燃化助成		90	件
	不燃化特区助成 (杉並第六小学校周辺地区、方南一丁目地区)	72	件	90,246
	不燃化特区戸別訪問 (杉並第六小学校周辺地区・方南一丁目地区)	120	件	12,100
	(仮称)阿佐谷南一丁目公園用地取得	373	m ²	276,844
	その他 (優先整備路線 (馬橋通り) 用地取得 ほか)			25,231
事業実績	<p>不燃化特区については、老朽建築物の建替支援や、道路、公園の用地取得など基盤整備の強化に努め、地区不燃領域率の向上を図りました。また、支援事業の延伸期間の1年目に当たることから、戸別訪問等を通して新制度の周知徹底を図るとともに、地元まちづくり検討会の開催など、地区防災まちづくりの機運を高める取組を進めました。また、建築物不燃化助成については、新基本構想を踏まえ、制度の見直しを行い、令和7年度末まで助成期間を延伸するため、新制度の周知徹底を図りました。また、地震被害シミュレーション結果等を活用し、防災・減災の啓発を行いました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>災害に強く安全・安心に暮らせる防災まちづくりを推進するため、阿佐谷南・高円寺南地区において平成22年度から国の密集事業を導入し、同地区内の重点整備地区 (杉並第六小学校周辺地区) を対象に主に優先整備路線 (馬橋通り) の拡幅や公園等の基盤整備を開始しました。東日本大震災後の平成24年度からは、災害時の震災救援所周辺等の機能確保を目的に不燃化による建替えの促進を図るため建築物不燃化助成を開始し、平成26年度には杉並第六小学校周辺地区、平成27年度には方南一丁目地区で、東京都の不燃化特区制度を導入し、主に地区内の老朽木造建築物の建替え促進を図っています。また、平成30年度には地震被害シミュレーション結果から大きな延焼被害の発生が懸念される地域についても不燃化助成を開始しました。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>杉並第六小学校周辺地区については、今後も密集事業による優先整備路線 (馬橋通り) の拡幅や公園等の基盤整備の強化を図る必要があります。また同地区及び方南一丁目地区における不燃化特区制度を活用した取組みについては、地区の不燃領域率70%を目指しつつ、令和7年度末までに平成28年度末に比べて10ポイント以上向上させるという東京都の方針に基づき、引き続き、不燃化促進事業を行っていきます。震災救援所周辺等の不燃化助成については、令和3年度末までとなっておりましたが、新たな総合計画・実行計画に基づき、木造住宅密集地域等の解消に向け、建築物の不燃化建替え支援の対象地域について更なる拡大を図るなど、不燃化をより一層促進するため当事業を継続していきます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>防災まちづくりニュース等の発行及び啓発活動については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に留意したイベントやニュース等による啓発活動を行い、目標回数を達成しております。不燃化特区については、コロナ禍にも関わらず地区内の建替えは着実に進んだ結果、不燃領域率は0.9ポイント上昇し制度活用による成果が表れております。震災救援所周辺等の不燃化についても制度周知の徹底により、これまでで一番件数が多かった昨年度と同程度の執行件数となり、制度活用による不燃化の促進を図ることが出来ました。</p>
評価と課題	<p>震災救援所周辺等及び不燃化特区における不燃化建替えは着実に進んでおり、今後も建替えを促進する必要があります。不燃化特区の取組みとしては、道路拡幅や空地の確保、地区内の防災上の課題解決に向けた住民主体のまちづくりの取組を継続していきます。</p> <p>また、建築物不燃化助成の制度は令和3年度末までとなっておりましたが、新たな総合計画・実行計画に基づき、木造住宅密集地域等の解消に向け、建築物の不燃化建替え支援の対象地域について更なる拡大を図るなど、不燃化をより一層促進するため当事業を継続していきます。</p> <p>今後も各種助成制度の周知活動や、地震被害シミュレーションの結果等を活用した防災に関する啓発活動等を実施していきます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善) ・対象の見直し
予算の方向性の理由・内容	<p>不燃化特区の取組みとしては、道路拡幅や空地の確保、地区内の防災上の課題解決に向けた住民主体のまちづくりの取組を継続していきます。</p> <p>震災救援所周辺等の不燃化助成については、令和3年度末までとなっておりましたが、新たな総合計画・実行計画に基づき、木造住宅密集地域等の解消に向け、建築物の不燃化建替え支援の対象地域について更なる拡大を図るなど、不燃化をより一層促進するため当事業を継続していきます。</p> <p>地域活動については、地区の防災上の課題解決にむけて、阿佐谷南・高円寺南地区では地元の「防災まちづくりを進める会」、方南一丁目地区では「方南一丁目地区まちづくり検討会」の活動支援を図るとともに、ニュースの発行などを通して地区の防災まちづくりの機運を高めていきます。また、方南一丁目地区については、地元まちづくり検討会策定による「まちづくり構想」の提案を受ける予定であり、それを踏まえ、「防災まちづくり計画」と「整備計画」の策定を進めていきます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00366)

事務事業名称	不燃化促進住宅管理	款 05	項 01	目 02	事業 005	整理番号	358		
現担当課名	市街地整備課	係名	不燃化推進係			連絡先 電話番号	3365	昨年度 整理番号	374
上位施策No・施策名	01 災害に強い防災まちづくり				予算事業区分	既定事業			
事業開始	平成12年度								
令和 3年度 担当課名	市街地整備課				事業評価区分	施設維持管理			

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	杉並区内で、自己住居用住宅を耐火又は準耐火建築物に建替える区民	根拠 法令 等 (1) (2)	杉並区不燃化促進住宅一時使用賃貸借事務取扱要領 杉並区不燃化促進住宅有料駐車場賃貸借事務取扱要領
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか) ○入居者に、安全・快適にご利用いただくため、きめ細かな維持・管理に努める。	活動指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)		制度の周知回数 (HP、チラシ等配布等)
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段) ○不燃化促進住宅を安全・快適に利用してもらうため、室内等の清掃・修繕を適正に行っていく。 ○不燃化促進住宅を利用してもらうため、広く周知に努める。	指標説明 成果指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明		

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度 対計画比 (%)	令和 3年度 予算執行率 (%)
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1 回	5	5	5	5	5	5	100.0	59.6
活動指標 (2)	2								
成果指標 (1)	3								
成果指標 (2)	4								
事業費	5 千円	4,276	2,625	1,951	2,425	1,446	2,306	特記事項 ○事業費が前年度から減少したこと、また、予算執行率が約60%となった主な理由は、不燃化促進住宅の施設利用制度について廃止の方向で検討しており、修繕を必要最小限としたことが上げられます。	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0		
(内) 委託費	7 千円	1,048	1,219	915	1,178	1,071	1,059		
職員数	8 人	1.05	1.01	1.02	1.01	1.02	0.00		
	9 人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
人件費	10 千円	4,850	4,585	5,078	4,993	5,128	0		
	11 千円	0	0	0	0	0	0		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	9,126	7,210	7,029	7,418	6,574	2,306		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	1,825,200	1,442,000	1,405,800	1,483,600	1,314,800	461,200		
財源	受益者負担分	14 千円	0	0	0	0	0		
	国からの補助金等	15 千円	0	0	0	0	0		
	都からの補助金等	16 千円	0	0	0	0	0		
	その他の補助金等	17 千円	0	0	0	0	0		
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	0	0	0	0	0		
	差引：一般財源 (12-18)	19 千円	9,126	7,210	7,029	7,418	6,574	2,306	
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 358

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	施設保守管理委託		14	戸
	修繕等維持管理経費の支出	4	回	267
	その他 (光熱水費ほか)			108
事業実績	馬橋不燃化推進住宅8戸と和田不燃化促進住宅6戸の計14戸の維持管理を行いました。			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	
評価と課題	<p>不燃化建替え助成等の制度周知の強化や対象区域の拡大にともない、不燃化促進住宅は、優先順位の高い方の入居申込で常に満室となる状況で、不燃化の推進に一定の役割を担っていますが、ここ数年、サービス提供に大きな支障をきたす設備の老朽化による事故の発生や、小規模の修繕が発生しています。馬橋不燃化促進住宅については、数年前にも発生した漏水事故が別箇所から発生し、今後同様の事故が発生する確率が高いことから施設利用を一旦停止し、和田不燃化促進住宅のみでサービスを提供している状況です。サービスの公平性や効果を考慮し、施設利用制度の廃止の方向で検討していく必要があります。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	縮小
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>不燃化促進住宅は、優先順位の高い方の入居申込で常に満室となる状況で、不燃化の推進に一定の役割を担っていますが、サービスの公平性を欠いている状態です。また、ここ数年、施設の老朽化による雨漏り等の事故が発生し一部の施設利用を一旦停止する等、サービス提供に大きな支障をきたしている状況です。また、入居の優先順位が高く現在入居割合も高くなっている不燃化特区内の建築物に関しては老朽建築物除却時や建て替え時に不燃化の条件に合えば助成金の支援制度がある地域でもあります。以上のような状況を踏まえ、サービスの公平性や効果を考慮し、施設利用制度の廃止の方向で検討していく必要があります。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 378

	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
主な取組	建築物への耐震診断支援・助成ほか	226	件	27,930
	建築物への耐震改修等工事費助成ほか	87	件	1,430,954
	改修工事の設計審査及び現場検査業務委託	129	件	8,733
	耐震改修促進計画改定支援業務委託	1	件	4,290
	その他 (パンフレット作成ほか)			1,284
事業実績	<p>昭和56年5月以前に建築された建築物及び昭和56年6月から平成12年5月までの間に建築された一定の要件を満たす木造住宅の所有者に対し、耐震診断支援のための建築士派遣や耐震診断及び耐震改修等の助成を行いました。特定緊急輸送道路沿道の建築物については、これまでの普及啓発活動の効果等もあり、令和2年度より多い11件の耐震改修工事助成を行いました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>区は平成17年度に耐震化支援事業を開始し、杉並区耐震改修促進計画に基づき区内建築物の耐震化を計画的・総合的に進めてきました。また、所有者への耐震化の重要性を啓発し、理解の浸透を目的とし、杉並区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、緊急耐震重点区域において、戸別訪問及びポスティングを行いました。</p> <p>耐震改修促進法に基づき、耐震診断実施の義務付けがされている、特定緊急輸送道路沿道建築物や一定規模以上の学校、店舗、病院などの耐震診断結果の公表を行っています。</p>
事業の今後 (3~5年)の予測と方向性	<p>令和3年度に改定された杉並区総合計画及び実行計画の目標に向け、杉並区耐震改修促進計画を踏まえ、更なる耐震化を推進します。</p> <p>また、区民の防災・減災の意識向上のため、防災イベントやポスティング、町会を通じた回覧など様々な機会を捉えて、耐震化の重要性や支援・助成制度の周知啓発に取り組みます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>評価指標の目標値に対する実績は、未達成となっているものの、建築物の耐震化率については、平成24年度から令和3年度までに80.1%から92.9%と着実に向上しています。</p> <p>建築物の耐震診断・耐震改修については、地震等の影響により件数が急増することがあるため、平時においても、区民の防災・減災への関心をさらに高め、耐震化の重要性や、耐震診断・耐震改修助成制度等の周知を行っていく必要があります。</p>
評価と課題	<p>区内建築物の耐震化率は90%を超え、目標達成には至っていませんが、耐震化の取組は着実に進んでいます。</p> <p>特定緊急輸送道路沿道の建築物については、これまでの普及啓発活動の効果等もあり耐震改修工事件数も増えている一方で、倒壊の危険性が高い建物は、補強箇所が多く経済的な負担も大きいため、耐震改修へと進みにくいものもあります。このため、新たに創設した段階的耐震改修助成の周知に努めるとともに、引き続き耐震改修に向けた耐震相談アドバイザー派遣等を行うなど、耐震改修を促進します。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	対象の見直し
予算の方向性の理由・内容	<p>特定緊急輸送道路沿道の耐震性不足の建築物については、引き続き、助成制度の周知を図るとともに、建築物の耐震化に向け指導・助言を行い、耐震改修を促進します。</p> <p>また、不燃化事業と連携し、木造住宅密集地域を中心に老朽住宅の除却に係る費用助成の対象地域を拡大します。</p> <p>さらに、杉並区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、これまで緊急耐震重点区域で行っていたポスティングやダイレクトメール等による耐震化の重要性や助成制度の周知を区内全域に広げ、建築士無料派遣による簡易診断等を積極的に行うほか、引き続き、防災イベントや、耐震無料相談会の実施、新耐震基準木造住宅の耐震診断・耐震改修助成を行い、地震に強い安全なまちづくりに取り組みます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 380

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	ブロック塀等改修工事費助成ほか		31	件
	その他 (チラシ作成ほか)			248
事業実績	<p>平成30年6月に発生した大阪府北部地震で起きたブロック塀倒壊事故を踏まえ、区内全域の道路に面する危険なブロック塀等を解消するため、ブロック塀等の撤去・撤去新設費用の一部を助成したほか、区民向けにブロック塀等無料相談会や防災イベントを開催し、ブロック塀等の安全対策の周知に努めました。</p> <p>これまで調査等で把握した危険ブロック塀等について、5、6月に現場調査を実施し、改善されていないブロック塀等の所有者に助成制度の案内や改善の必要性を周知し、改善を促しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>区内の通学路や避難路に面する民有地のブロック塀については、昭和53年に発生した宮城県沖地震以降、定期的な実態調査を行い詳細調査や改善指導に努めてきましたが、平成30年6月18日の大阪府北部地震によるブロック塀倒壊による被害を踏まえ、緊急安全対策として、同年11月、幅員4メートル以上の通学路、避難路に面する倒壊の恐れのあるブロック塀等の改修工事の助成事業を開始し、重点的に支援を行いました。</p> <p>通学路及び避難路以外にも危険ブロック塀が存在することから、令和2年度より、対象を区内全域の道路に面するブロック塀等に拡大し、区内全域の危険ブロック塀等の解消を目的とした助成制度を開始しました。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>これまで数年ごとに、区内の通学路及び避難路に面するブロック塀等の実態調査を行ってきています。今後も調査により危険なブロック塀等の把握を行うとともに、学務課や学校と直接連携して危険なブロック塀等の情報収集を行い、危険なブロック塀等の所有者へブロック塀等安全対策支援制度を周知することで、改善を促していきます。</p> <p>また、区広報や公式HPの活用、町会・自治会を通じた回覧や防災イベントの開催等により広く助成制度を周知することで、助成件数を増やし、安全安心なまちづくりを進めていきます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>ブロック塀等の倒壊による危険性や倒壊による避難や救急救命の障害について、塀の所有者の認識不足やブロック塀等改修の助成制度の周知不足が課題となっています。</p> <p>防災イベント等の機会を捉えた区民周知のほか、区広報や公式HPを活用した周知、町会・自治会を通じた回覧や学校と連携した周知を図り、ブロック塀等の安全対策を推進します。</p>
評価と課題	<p>危険ブロック塀等の解消のため、撤去・撤去新設費用の助成を行うとともに、塀所有者への助成制度の利用促進に努めたことにより、一定の改善は図られましたが、全ての危険ブロック塀等の解消には至っていません。</p> <p>今後も引き続き、危険なブロック塀等について、学校と連携して情報収集に努めるとともに、所有者に対する戸別訪問のほか、区広報や町会・自治会を通じたチラシの回覧、防災イベントの開催等により助成制度を周知し、危険なブロック塀等の解消を進めていきます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>区内の道路に面する危険ブロック塀等は解消に至っていないため、区内全域の道路を対象とするブロック塀等安全対策支援事業を継続し、引き続き危険なブロック塀の安全対策に係る費用の助成を実施します。</p> <p>特に通学路や避難路に面する危険ブロック塀等について、学校と連携して情報収集に努めるとともに、所有者に対する戸別訪問のほか、区広報や町会・自治会を通じたチラシの回覧、防災イベントの開催等により積極的に助成制度を周知し、危険なブロック塀等の解消を促進します。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和 3年度 事業実施状況（D o）

整理番号 396

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	雨水樹、浸透樹等清掃	18,843	か所	61,566
	道路等清掃委託	1,531	km	55,349
	廃棄物等運搬処理	69	回	3,938
	その他（ごみ袋等の消耗品の購入）			2,853
事業実績	雨水樹等の清掃は18,843か所、清掃車による道路清掃は1,531km行ないました。			

令和 3年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	<p>以前は、各家庭で家屋の前を道路清掃の様子をよく見かけましたが、近年は集合住宅の増加や共働き世帯の増加などで、道路を清掃する方が少なくなっています。</p> <p>雨水樹清掃は、概ね3年で区内全域の区道の雨水樹を清掃できるように計画しています。</p>
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	<p>雨水樹清掃は、今後も区内全域について3か年周期での清掃が必要です。</p> <p>また、蚊等による感染症に対して区民の関心が高まる中、蚊等の発生源となりうる雨水樹清掃の要望は増加すると思われます。</p>
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	<p>令和3年度の清掃等については目標数値を概ね達成しましたが、落ち葉の季節は清掃車で実施している路線以外でも清掃の要望があり、日常保全業務委託で対応しています。</p>
評価と課題	<p>令和3年度の道路清掃は、計画路線については、ほぼ計画通り実施したが、落ち葉の季節は要望が多く、今後も日常保全業務委託等での対応が必要です。</p> <p>また、雨水樹清掃に関連した要望は悪臭や発生する蚊対策についてなど70件あり、今後も要望が増加すると思われ、日常業務や職員の対応が必要です。</p>

令和 5年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	現状維持
予算の方向性の理由・内容	<p>道路清掃については、区民要望も多く、必要に応じて路線の見直しをするなど工夫をこらして、対応していく必要があります。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 401

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	改良型グレーチング蓋の設置		6	枚
	雨水樹の浸透化 (非開削工法)	38	か所	16,400
	その他 ()			
事業実績	<p>水害多発地域対策における被害の軽減を目指し、被害の多い地域を中心に改良型グレーチング蓋6枚の設置、雨水樹の浸透化 (非開削工法) 38か所の整備を行いました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>杉並区では、平成17年の集中豪雨で甚大な被害が発生しました。これを契機に都が策定した「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、浸水被害が頻発している地域を対象に、河川整備・下水道整備等の浸水被害の軽減に努めてきました。しかし、それ以降も区内では依然として浸水被害が後を絶たない状況であり、平成26年の集中豪雨の際には、約130件近くの浸水被害が発生しました。このため、平成27年度から水害の多発する地域の被害軽減を目的とした新たな事業を立ち上げました。</p> <p>これまでの取組では、道路排水施設の増強等41か所、改良型グレーチング434枚、雨水樹の浸透化242か所、貯留槽設置1か所を整備しました。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>水害対策については、近年東京都が精力的に河川・下水道整備事業を進めているため、多くの水害多発地域で、その効果が期待できます。一方、東京都の事業が完了するまでには、まだ時間を要することから、水害多発においては雨水排水能力や雨水浸透・貯留能力の強化等、被害の軽減に効果的な対策を着実に進めていく必要があります。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>令和3年度は、雨水排水能力の強化については改良型グレーチング6枚、雨水浸透・貯留能力の強化については雨水樹の浸透化38か所を整備しました。</p> <p>雨水排水能力の強化における道路排水施設の設置及び雨水浸透・貯留能力の強化については、今後も浸水被害軽減のため計画的に取組を継続する必要があります。</p>
評価と課題	<p>令和3年度についても、浸水被害箇所で雨水排水能力の強化や雨水浸透・貯留能力の強化についての取組を推進しましたが、今後起こりうる大雨等に備え、浸水被害軽減につながる、雨水樹浸透化施設等の増強が必要です。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	現状維持
予算の方向性の理由・内容	<p>今後、起こりうる台風やゲリラ豪雨等に対し、より浸水被害の対策が求められるため、道路排水施設の増強と雨水排水の浸透化を併せて強化していきます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00408)

事務事業名称	橋梁の長寿命化と補強・改良	款 05	項 03	目 02	事業 001	整理番号	402
現担当課名	土木計画課	係名	施設整備グループ	連絡先電話番号	3425	昨年度整理番号	418
上位施策No・施策名	01 災害に強い防災まちづくり			予算事業区分	投資事業		
事業開始	昭和54年度	実行計画事業	目標 01	施策 01	計画事業 04		
令和 3年度担当課名	土木計画課				事業評価区分	一般	

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	区が管理する橋梁の利用者・地域住民	根拠法令等	(1) 道路法 (2) 地方自治法
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○区が管理する橋梁について、予防保全型の維持補修により長寿命化と架替え時期の抑制を図るとともに、必要な補強・改良を計画的に行い、事業費の平準化に配慮しながら、将来にわたる道路交通安全性、信頼性を確保する。	活動指標	
		指標名 (1)	長寿命化修繕橋梁数
		指標説明	
		指標名 (2)	耐震補強整備橋梁数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○橋梁点検を定期的を実施し、その結果等により長寿命化修繕や耐震補強、改良整備などを計画的に行う。 ○都施行の河川事業に伴う橋梁架替えに際し、道路整備方針に則して協議・調整を行い、相応の建設費負担により拡幅等の改良整備を行う。	指標説明	
		成果指標	
		指標名 (1)	長寿命化修繕橋梁整備率
		指標説明	長寿命化修繕橋梁数÷目標長寿命化修繕橋梁数
		指標名 (2)	耐震補強整備橋梁整備率
		指標説明	耐震補強整備橋梁数÷目標耐震補強整備橋梁数

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度	令和 3年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)	予算執行率 (%)
活動指標 (1)	1 橋	10	9	9	4	4	3	100.0	67.4
活動指標 (2)	2 橋	2	1	1	1	1	1	100.0	
成果指標 (1)	3 %	100.0	100	100.0	100	100.0	100	100.0	
成果指標 (2)	4 %	100	100	100	100	100	100	100.0	
事業費	5 千円	157,638	149,696	108,183	146,989	99,132	77,666	特記事項 執行率が低い理由は、東京都が河川整備に伴い架け替える橋梁工事の遅れなどにより、建設負担金を次年度へ繰り越したことにあります。 令和4年度計画の活動指標(1)「長寿命化修繕橋梁数」は、平成30年度と令和元年度に実施した橋梁点検結果等を踏まえ実行計画より橋梁を減らして計画しています。	
(内) 投資的経費等	6 千円	157,638	149,696	108,183	146,989	99,132	77,666		
(内) 委託費	7 千円	139,450	121,698	100,179	75,066	61,899	73,075		
職員数	8 人	3.10	2.88	3.26	3.30	3.69	1.50		
	9 人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
人件費	10 千円	24,157	25,108	27,720	28,060	30,786	12,515		
	11 千円	0	0	0	0	0	0		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	181,795	174,804	135,903	175,049	129,918	90,181		
単位当たりコスト (12÷1)	13 円	18,179,500	19,422,667	15,100,333	43,762,250	32,479,500	30,060,333		
財源	14 千円	0	0	0	0	0	0		
受益者負担分	15 千円	15,300	13,915	13,695	4,015	4,015	0		
国からの補助金等	16 千円	0	0	0	0	0	0		
都からの補助金等	17 千円	0	0	0	0	0	0		
その他の補助金等	18 千円	15,300	13,915	13,695	4,015	4,015	0		
特定財源計 (14+15+16+17)	19 千円	166,495	160,889	122,208	171,034	125,903	90,181		
差引：一般財源 (12-18)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
受益者負担比率 (14÷12)									

令和 4年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和 3年度 事業実施状況（D o）

整理番号 402

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	橋梁長寿命化修繕工事		1	件
	令和3年度橋梁設計委託（その1）	1	件	5,159
	令和3年度橋梁設計委託（その2）	1	件	6,204
	橋梁架替工事（都施行）建設負担金の支出	1	件	36,645
	その他（荻窪西口連絡橋点検口設置工事、橋梁塗膜含有成分調査委託ほか）			9,351
事業実績	<p>令和3年度は、橋梁長寿命化修繕工事4橋と耐震補強工事1橋及び長寿命化修繕の設計3橋を実施しました。また、平成30年の橋梁定期点検の結果等に基づいて詳細調査が必要な荻窪西口連絡橋においては点検口を増設するなど追加調査を実施しました。今後の修繕工事にかかわる橋梁塗装塗り替え検討の基礎資料として、塗料内の成分調査を実施しました。</p> <p>都施工の河川事業に伴う、区管理橋の架替えについて、拡幅改良工事の建設負担金4橋を支出しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	<p>区の管理橋数は123橋を数え、その多くが1960年代から70年代に架設されており、現在、架設後50年以上を経過する橋梁も50橋を超えており、10数年後には全体の7割に達すると想定されます。区は、平成24年度に橋梁白書を策定し、長寿命化修繕計画に沿って、定期的な点検を実施し、悪くなる前に対策を講じる予防保全型の管理により、橋梁長寿命化を図ることとしました。平成25・26年には道路法令が整備され、トンネル・橋などその異常が道路交通に大きな影響を及ぼす施設の点検については、5年に1回の頻度を基本とすること等が定められました。</p> <p>事業に対する意見として、橋梁と道路の接合部分に段差が生じた場合に、振動や騒音の改善要望などがあります。</p>
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	<p>橋梁の定期点検を適切に行い、今後も橋梁白書の予防保全型の修繕方針に沿って長寿命化修繕や耐震補強（落橋防止システム）を計画的に行うことにより、橋梁の耐用年数を延ばすことの重要度は増していきます。橋梁の長寿命化を推進することによって、維持管理コスト縮減、将来の架け替えの集中を解消するとともに将来にわたり道路ネットワークの安全性、信頼性を確保していく必要があります。また、コスト縮減に関する具体的な方針の中には地域の特性を踏まえた橋梁等の集約・撤去等を含めた検討をしていきます。橋梁の耐震補強計画については、道路橋示方書の改訂（H29）を踏まえて現計画の見直しを行う必要があります。鉄道を跨ぐ跨線橋については鉄道事業者と密な打ち合わせ、協議を行い、長寿命化修繕の実施、耐震補強の調査、検討が必要となってきます。</p>
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	<p>橋梁は、長寿命化修繕や耐震補強工事等を着実に実施し、実行計画の年度目標値を達成しました。今後も定期点検をもとに予防保全型修繕方針に沿って、安全性を確保し、かつ効率的な管理を進めていきます。</p> <p>平成12年度に定めた橋梁整備計画に基づいて落橋防止システムによる橋梁の耐震性向上の整備を実施していきます。</p>
評価と課題	<p>区の橋梁は、橋梁白書に沿って、長寿命化修繕や耐震補強（落橋防止システム）を進め、安全かつ効率的な施設管理に努めております。予防保全型の修繕方針に沿って、架替費用の平準化を図り、事業コストの増大に対応していきます。耐震補強計画については、道路橋示方書の改訂（H29）を踏まえて現計画の見直しをしていきます。コスト縮減に関する具体的な方針の中には地域特性を踏まえた橋梁等の集約・撤去等を含めた検討をしていきます。また、修繕工事における塗装の塗り替えでは、有害物質への対応や、景観に配慮した色彩などの検討が必要です。荻窪西口連絡橋においては令和3年度に詳細調査をした結果、損傷原因の究明と対処方針の検討を進める必要があります。</p>

令和 5年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	<p>区の橋梁は、平成30年度、令和元年度に実施した橋梁定期点検の結果等を踏まえた予防保全型修繕方針に沿って、工事及び設計委託を引き続き行うとともに、塗装の塗り替えにおいては有害物質の飛散防止対策工が全体の修繕費用に影響を及ぼすことから対応を検討し、反映していきます。</p> <p>橋梁定期点検の周期に該当するため、着実に実施し、各台帳を更新するなど適切に施設管理を行いつつ令和7年度に迎える長期修繕計画の更新にあわせた基礎資料の作成を実施してまいります。あわせて落橋防止システム以外の耐震補強について検討を行います。</p> <p>設計・工事にあたっては、適切な積算や工期設定に配慮します。また、都の河川整備事業に伴う橋梁架替えの設計協議や建設費負担を行うことで、都と協力して橋梁の改良整備を進めます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 403

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	河川環境保全委託		3	川
主な取組	河川維持工事 (護岸補修含む)	164	m ²	19,945
	河川管理施設点検委託	3	川	7,557
	河川樹木維持委託	3	川	67,188
	その他 (修繕費、設計等事務費ほか)			76,199
事業実績	<p>令和3年度は、河川維持工事で河川管理用通路の舗装補修164m²を行いました。また、水害対策の一環として善福寺川と神田川の浚渫工事等を行いました。河川樹木につきましては、3河川沿いの樹木 (サクラ) が大木化し、枝が河川側一方に伸びバランスが悪くなり、倒木の被害も発生しているため、枝の伸長量を抑えるとともに、樹形の乱れを矯正する強剪定作業を実施し、河川通路の安全性の確保を図りました。また、3河川において、護岸の洗掘、管理用通路の陥没等が発生しており、事故を未然に防ぐことと、効果的に河川維持管理を行うため、河川施設点検を実施しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>都市河川は、本来水害の軽減を第一の目的として整備を進めていますが、河川沿いの通路においては、散歩やジョギング等を楽しむ空間として、多くの区民に利用されています。</p> <p>3河川 (神田川・善福寺川・妙正寺川) については、昭和40年~50年にかけて集中的に整備され、老朽化の進行が進み、安全確保と効果的な維持管理の定期的な施設の点検が必要です。</p> <p>一方、河川樹木の老木化が進み、平成27~令和3年度の7か年で5件の倒木が発生しました。河川樹木については、定期的に樹木診断を実施し、診断カルテの更新や維持管理計画を見直しして行く必要があります。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>土木事務所が管理する3河川においては、今後も老朽化が進行し、護岸の洗掘や管理用通路の陥没等が発生する可能性が高いため、毎年実施する河川施設点検結果を基に、事故を未然に防ぎ、効果的・効率的な河川の維持管理を行う必要があります。</p> <p>河川樹木においても、今後さらに、大木化・老木化が進行するため、継続して樹木診断等を行い、倒木等の事故を未然に防ぐ対策を進める必要があります。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>河川の清掃、河川沿いの除草については、計画通り行われました。</p>
評価と課題	<p>現在は河道内の浚渫や草刈りにより、概ね適切に河川の水害対策機能は維持されています。また、河川管理通路の整備や除草等により、河川の歩行環境や景観も適切に維持されています。</p> <p>一方、コンクリート護岸等の河川全体に老朽化が進み補修工事を行う必要があります。</p> <p>河川樹木については、専門家による樹木診断の結果を基に、危険樹木の伐採等を行い、利用者の安全確保に努め、維持管理を進めていますが、樹木に関しては今後さらに、大木化・老木化が進行するため、継続して樹木診断等を行い、樹木の状態を把握する必要があります。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>河川の施設は、全体的に老朽化が進行し、護岸の洗掘、管理用通路の陥没等が発生しているため、令和4年度に実施する河川施設点検の結果によっては、大規模な補修等が必要になる可能性があります。</p> <p>令和4年度は、河川樹木については専門家による樹木診断を実施し、その結果に基づき倒木の危険性がある樹木については、伐採するなど河川通路の安全性の確保に努めます。今後についても、大木化・老木化が進行するため継続的に樹木診断等を行うなどの対策が必要です。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 405

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	水防情報システム保守点検		2	回
	水防情報システム改修 (雨量計交換10か所)	10	か所	4,950
	河川ライブカメラ映像配信、冠水センサー設置			18,950
	河川ライブカメラ等保守点検			1,782
	その他 (維持管理経費ほか)			13,510
事業実績	<p>令和3年度は情報収集や土のう積み等の水防活動として20回の水防態勢を敷き、浸水被害に備えました。また、区職員による実践的な水防訓練を実施し、円滑な水防活動に備えました。さらに、区民が迅速な水害対応や避難行動を起こす際の判断に利用できるようIoT街路灯を活用した河川映像のリアルタイムでの配信を開始するとともに、水害発生箇所に冠水センサーを設置することで道路冠水状況を監視するシステムによる対策強化を図りました。この他、水防情報システムの保守点検 (年2回) や雨量計交換 (10か所) を行うなど、水防機器を更新しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>杉並区では、平成17年9月4日に大規模な集中豪雨により、甚大な被害が発生しました。これを契機に東京都は、浸水被害の軽減を目的とした河川や下水道の整備を進めています。また、区では、浸水被害の軽減に効果のある雨水流出抑制対策にも取り組んでいます。</p> <p>近年、局地的大雨や大型台風の接近が多くなることや小学校の教材としても水害について取り上げられるなど、区民の水害についての意識が高くなっています。水害に関する知識と情報をわかりやすく提供していただきたいとの要望がありました。一方、インターネットやメール、SNSでの水害に係る情報を配信するサービスについては有効性を認める意見が寄せられています。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>近年多発している集中豪雨や大型化する台風から区民の生命や財産を守るため、水防活動には迅速な対応と想定外の災害に対しても柔軟に対応できる態勢づくりが必要です。一方、気象情報や雨量などの観測データを元に予測技術の発展や自然現象などの様々な事象を観測できる技術が発達しています。これらを活用することで地域の特性をとらえ、区民のニーズに対応できる、整理されたわかりやすい情報提供を行うことにより、水防活動において的確で柔軟性のある対応ができるとともに、区民が安全で適切な避難行動をとれるように工夫していきます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>水防情報システムについては、年2回の機器点検により観測データの欠測を除いてほぼ100%の稼働率となり、機器の健全性が確保されています。令和3年度は大規模な水防活動となる事象はなかったものの、大雨注意報等の発令に伴い情報連絡態勢を構築することで柔軟性をもって対応することができました。</p>
評価と課題	<p>台風や局地的大雨にも迅速に対応できるよう水防態勢の強化を図っていますが、依然として、善福寺川の中上流部では河川増水に警戒を要しています。引き続き適切に水防活動に取り組めるよう、ICTを活用し、情報収集を行える仕組みづくりを進めていきます。また、区民一人ひとりが想定外の水害は起こりうるものと考え、水害に対する日頃からの備えや、有事の際に慌てず避難行動がとれるよう、「伝わる」広報を意識した情報提供方法を工夫するなど、役立つ知識や水害に係る情報の周知に努めます。河川・下水道整備では、引き続き、東京都との連携を強化し、浸水対策事業に取り組んでいきます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>河川等の整備状況や水害の発生状況を考慮し、既存のシステムやIT技術を活用し区民への的確な情報を伝達するため、水防情報システムの健全性を確保します。技術の進展を見据えて、機器更新の機会を捉えてランニングコストの見直しを行うとともに、収集データの有効活用を図りながら効率的なシステム運用を図っていきます。また、IoT街路灯システムを活用し、地域に即したより細やかな情報収集と発進に努めることで、区民の避難行動につなげます。既存のIT技術やSNSの利点を生かした連絡態勢を構築することで迅速で柔軟な水防態勢ができるような運用面の工夫をしていきます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 406

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	雨水浸透施設設置助成		42	戸
	高床化工事助成	1	戸	1,392
	防水板設置工事助成	2	戸	915
	パンフレット「雨水流出抑制施設の手引き」印刷	4,000	部	237
	その他 (事務費ほか)			313
事業実績	<p>令和3年度の雨水流出抑制対策量は7,040㎡で、このうち251㎡が助成によるものです。流域別豪雨対策計画に基づく区の雨水流出抑制目標対策量631,000㎡ (令和19年度末) に対し、令和3年度末までの累計実績対策量は350,361㎡となり、整備率の計画60.0%に対し実績が55.5%となっています。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>近年、河川や下水道の整備水準を上回る豪雨が頻発するなど依然として浸水被害の発生リスクが高い状況です。甚大な被害をもたらした平成17年9月の集中豪雨を契機に都が策定した「豪雨対策基本方針」では、河川や下水道の整備とともに、雨水流出抑制対策は重要な役割として位置づけられています。区では、民間施設への雨水流出抑制対策の促進を図るため、平成6年度から個人住宅等への雨水浸透施設設置の助成制度を進めています。一方、対策の必要性に対する理解は図られつつあるものの、狭小敷地における有効活用の視点や経済的な制約などから設置が難しいとのご意見が多くあります。一方、平成30年には、流域別豪雨対策計画が見直され目標対策量の上乗せなど、更なる対策の推進が求められています。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>地球温暖化の影響で大型化する台風や局地的な集中豪雨による浸水被害が日本各地で発生している中、治水対策の早期実現が望まれています。河川や下水道の整備促進に加え、雨水流出抑制対策も重要な役割となっており、流域対策として求められる目標対策量の達成に向けより一層の促進を図る必要があります。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>雨水浸透施設設置助成については、設置の必要性も含め制度の周知活動に取り組んでいますが、個人所有の住宅等の中には狭小敷地も多く浸透施設の設置が困難な状況も多く見られます。また、コロナ禍等による建築資材の不足や値上がりなどから、建築計画への影響も出始めており、助成件数の増大には至りませんでした。</p>
評価と課題	<p>雨水流出抑制対策の更なる促進には、行政のみならず、これまで以上に民間事業者や建築主の理解・協力をいただきながら取り組むことが不可欠となります。区は、広報やホームページ、イベント時の周知などに加え、建築設計を行う事業者へのアプローチなど、様々な場面を通じ雨水流出抑制対策のPRに努めています。しかし、設置スペースの問題や費用の負担増から事業者・建築主の協力が得にくい状況が続いています。また、流域別豪雨対策計画に示す目標対策量の達成に向け取り組みを強化する必要があります。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>総合治水対策の一環として、区が担う雨水流出抑制対策は大きな役割を持っています。自らが行う公共施設への積極的な取組をはじめ、民間建物への雨水流出抑制対策は欠かせないものであり官民が一体となり取り組んでこそ、その効果が発揮できるものといえます。また、その促進においては、個人住宅等への助成制も一翼を担っています。一方、ここ数年、助成申請件数が減少傾向にあることに加え、各河川流域の豪雨対策計画改定に伴う目標対策量の増加から、新たな視点による取り組みが必要となっています。グリーンインフラの考えやシミュレーション技術による効果的な対策など新しい視点を取り入れた計画を検討・策定し、実行していきます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 407

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	排水場及び駅前広場噴水のポンプ等保守点検委託		2	か所
	その他 (排水場光熱水費)			288
事業実績	阿佐谷排水場、上荻排水場の保守点検を6回実施しました。			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	阿佐ヶ谷排水場は、昭和40年代前半、国鉄中央線の高架復々線化事業により掘割化した区道の路面排水及び軌道敷の排水施設として設置されました。また、上荻排水場は、踏切撤去に伴う地下道新設によりJR用地内に土地を無償貸借し、設置された施設です。老朽化したポンプ設備は、必要に応じて修理や取替えを行います。
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	阿佐谷排水場については、ポンプや関連機器の経年劣化が進んでいるため、定期的な点検を行い、点検結果に基づくこまめなメンテナンスが必要です。 上荻排水場については、令和4年度にポンプの交換と増設及び制御盤の交換を行います。引き続き定期点検を実施し、適正に維持管理を行います。
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	計画通り、阿佐谷排水場、上荻排水場2か所の保守点検を6回実施しました。
評価と課題	近年の局所的な集中豪雨の多発により、地下通路等の排水は、防災上の観点からも重要視されているため、定期的な点検 (年6回) を実施し、適切な維持管理を行っています。 今後、老朽化した施設を維持管理するためには、定期的な点検の継続と部品交換等の適切なメンテナンスが必要です。

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	現状維持
予算の方向性の理由・内容	今後も定期的な点検と点検に基づく部品の交換等のこまめなメンテナンスが必要です。 また、阿佐谷排水場については、ポンプ2台及び関連機器の経年劣化が進んでいるため、故障に備え、ポンプ交換の予算化が必要です。	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00414)

事務事業名称	公共溝渠維持管理	款	05	項	03	目	03	事業	006	整理番号	408	
現担当課名	杉並土木事務所	係名	管理係				連絡先 電話番号	4632	昨年度 整理番号	424		
上位施策No・施策名	01 災害に強い防災まちづくり						予算事業区分	既定事業				
事業開始	昭和32年度											
令和 3年度 担当課名	杉並土木事務所						事業評価区分	一般				

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	公共溝渠（主に蓋掛けの水路）の利用者及び近隣の住民。 。	根拠 法令 等 (1) (2)	地方自治法第281条2項
事業の目的・目標（対象をどのような状態にしたいのか）	○公共溝渠の排水機能を保全する。 ○悪臭や蚊等の発生の防止する。	活動指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)	維持管理面積
活動内容（事務事業の内容、やり方、手段）	○公共溝渠に溜まった泥をしゅんせつする。 ○土揚敷の除草を行う。 ○平成29年度 善福寺2-31番先公共溝渠敷地内に整備した遅野井川親水施設の維持管理運営を行う。	成果指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明	維持補修対応率 調査または対応の実施数÷区民からの通報及び要望

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度	令和 3年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)	予算執行率 (%)
活動指標 (1)	1	m	7,827.8	7,827.8	7,827.8	7,827.8	7,827.8	100.0	88.4
活動指標 (2)	2								
成果指標 (1)	3	%	100	100	100	100	100	100.0	
成果指標 (2)	4								
事業費	5	千円	8,892	8,146	7,717	9,035	7,991	9,331	特記事項
(内) 投資的経費等	6	千円	0	0	0	0	0	0	
(内) 委託費	7	千円	8,737	8,054	7,640	8,941	7,910	9,240	
職員数	8	人	0.16	0.13	0.12	0.13	0.13	0.12	
	9	人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
人件費	10	千円	1,395	1,133	1,020	1,105	1,085	1,001	
	11	千円	0	0	0	0	0	0	
総事業費 (5+10+11)	12	千円	10,287	9,279	8,737	10,140	9,076	10,332	
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13	円	1,314	1,185	1,116	1,295	1,159	1,320	
財源	14	千円	0	0	0	0	0	0	
	15	千円	0	0	0	0	0	0	
	16	千円	0	0	0	0	0	0	
	17	千円	0	0	0	0	0	0	
	18	千円	0	0	0	0	0	0	
差引：一般財源 (12-18)	19	千円	10,287	9,279	8,737	10,140	9,076	10,332	
受益者負担比率 (14÷12)	20	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 408

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	遅野井川親水施設管理運営			
	その他 (遅野井川親水施設維持管理用品の購入)			81
事業実績	<p>令和3年度は、公共溝渠において悪臭等の要望も無く、浚渫工事を実施しませんでした。適正に維持管理を行ないました。</p> <p>遅野井川親水施設につきましては、清掃・樹木管理・水質調査等を実施し、地域の方々と協働して維持管理を行ないました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>公共溝渠は、昭和30~40年代下水道の普及時に残された柵渠・U形溝であり、蓋掛けして通路として利用されているものもありますが、未だに開渠となっている箇所もあります。現在、柵渠・U形溝の老朽化が進んでおり、柵渠の補修材料の調達も難しい状況になっています。</p> <p>平成29年度 都立善福寺公園に隣接する公共溝渠敷善福寺2-31番先に、地域の小学生の提案により、約320mの遅野井川親水施設を整備し、地域の方々と共に維持管理運営を行っています。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>現在、蓋掛け水路として管理している公共溝渠は、下水道の整備に伴い生活排水の流れ込みが殆ど無くなり悪臭等の要望が少なくなりましたが、今後も現状のまま維持管理をしていかなければならない状況です。</p> <p>遅野井川親水施設については、今後も憩いの場として地域の方々と共に維持管理運営を進めて行きます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>成果指標の維持補修対応率は100%を達成し、適切な維持管理が施されました。</p>
評価と課題	<p>公共溝渠については、適切な維持管理が施されました。蓋掛け水路について、今後は状況に応じて埋め戻した上で、アスファルト舗装による管理が望ましいところですが、土地境界が明確でなかったり、民地が越境している場所が多いため、蓋・柵板の補修や浚渫を行うことにより現状のまま維持管理をしなければならない状況です。</p> <p>遅野井川親水施設については、子供の利用者が多い施設のため、法面の崩落を防ぐ工夫を施す等、今後も状況に応じた対応が必要です。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	現状維持
予算の方向性の理由・内容	<p>公共溝渠については、引き続き、蓋・柵板の補修や浚渫を行うことにより維持管理を行っていく必要があります。</p> <p>遅野井川親水施設については、利用者が安全に利用できるよう、地域の方々と共に維持管理運営を進めていきます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和 3年度 事業実施状況（D o）

整理番号 421

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	雨水流出抑制対策工事		2	園
	その他（ ）			
事業実績	雨水流出抑制対策として、雨水貯留浸透施設を桃井原つば公園と下高井戸西公園にそれぞれ5.0立米設置しました。			

令和 3年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	近年多発している都市型水害の軽減を図ることを目的として、公園敷地についても雨水流出抑制対策の取組を進めます。 また、これまでの公園内園路の透水性舗装や浸透柵の整備に加え、新たに雨水貯留浸透施設の整備を行うことで、都市型水害の軽減を図っています。 今後も地域の実情等を考慮し、優先度等を設定して雨水貯留浸透施設の整備を進めていく必要があります。
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	公園敷地内についても雨水流出抑制対策を図ることで、都市型水害による被害の軽減につなげていきます。
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	区内の2公園に雨水貯留浸透施設を整備しました。 今後も、引き続き、雨水貯留浸透施設を整備していくとともに、公園内の透水性舗装や浸透柵の設置も併せて整備することで、効率的で効果的な雨水流出抑制を推進します。
評価と課題	雨水貯留浸透施設を2公園に整備したことのより、都市型水害の軽減につなげることができました。 引き続き、水害多発地域周辺の公園を中心に雨水流出抑制対策を進めていきます。

令和 5年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	雨水貯留浸透施設や公園内の透水性舗装、浸透柵などの対策を複合的に行うことで、より効果が発揮できるよう取り組んでまいります。 今後も引き続き、水害多発地域周辺の公園を中心に雨水流出抑制対策を進め、都市型水害による被害の軽減に努めます。	

令和4年度外部評価 質問票

施策1 災害に強い防災まちづくり(担当:奥委員)

質問No.	事務事業名等 (ブルダウンメニューより選択)	質問内容	
1	施策全般	委員記入欄	令和2年度に比して令和3年度は、事業費(特に投資的経費等)と国・都等からの補助金等が大きく増えており、その結果として総事業費が大幅に伸びている。その理由はどこにあるのか。
		所管課回答欄	令和2年度に比して令和3年度の総事業費が約13億5千8百万円ほど増となった主な理由は、国・都の交付金・補助金の対象となっている、防災まちづくり①事業における公園用地の取得費、約2億7千万円増と、耐震改修促進事業における特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修助成費、約9億2千万円の増などによります。
2	施策全般	委員記入欄	今後の方向性として、施策を構成する事務事業を見渡すと「現状維持」がほとんどを占めるなかで、施策全体では「拡充」としていることについて、そのように判断する理由とどの部分を拡充するのかのより詳細な説明をいただきたい。
		所管課回答欄	施策コストにおいて大きなウエイトを占めている、防災まちづくり①事業及び耐震改修促進事業に関わる老朽木造建築物の除却助成や不燃化建替え助成の対象地域の拡大を、新総合計画に基づき令和5年度より計画していることから、「拡充」としております。
3	防災まちづくり①	委員記入欄	成果指標(1)の不燃領域率について、令和3年度の計画値・実績値ともに「0」となっている理由として、旧総合計画において事業計画を令和2年度までとしていたことによるとあるが、本事業は新総合計画・実行計画のもとでも継続されることになっており、計画値と実績値は存在しているはずであり、それら数値を明記しておく必要があるのではないか。評価表(2)の令和3年度評価と課題のところでは、一般的にそれを超えると地域での延焼火災が発生しなくなるとされる「70%」が不燃領域率の計画値であることが前提となっていると思われる記述があり、加えて、0.9ポイント不燃領域率が上昇した旨が記載されていることからすると、令和3年度の実績値は62.2%になったという理解で良いか。
		所管課回答欄	当該事業は、東京都の不燃化特区制度に基づき実施していたものであり、平成30年度に旧総合計画・実行計画を改定した際には、都の制度が令和2年度で終了することとなっていたため、令和2年度までの目標値を設定しておりました。ところが、その後、都が制度を令和7年度まで延伸することとしたため、令和4年度からの新たな総合計画の下でも継続することとし、新たに令和4年度以降の目標値を定めたものです。このことから、令和3年度については、計画改定の狭間となり、計画値は存在していません。 なお、令和4年度からの新たな総合計画は、社会状況の変化等に応じた毎年度の修正ができることとなっているため、今後は必要に応じて計画値の見直しを行い、区民にもわかりやすい評価表の作成に努めていきます。 不燃化特区における令和3年度の不燃領域率の実績値については、委員のご指摘のとおり、62.2%でございます。

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容	
4	防災まちづくり①	委員記入欄	成果指標(2)の震災救援所周辺等の助成件数の目標値を「130件」に設定している理由・根拠はどこにあるのか。
		所管課回答欄	当該事業は、基本的な考えとして助成対象地域における老朽木造建築物等の建替えの際に、不燃化建替助成を活用していただくことで、耐火性能の高い建物(準耐火建築物や耐火建築物等)に建替えを誘導し、不燃化を促進するというものです。 そのことから年間建替え予測数の概ね4分の1程度を、助成により耐火性能の高い建物に誘導することを想定し、震災救援所周辺等100件、拡大対象地域30件の目標値を定めました。
5	防災まちづくり①	委員記入欄	令和2年度に比して令和3年度の総事業費および単位当たりコストが大幅に伸びている理由はどこにあるのか。
		所管課回答欄	令和2年度と比較して令和3年度の総事業費が2億7千万円程度増額した理由は、阿佐谷南・高円寺南地区内における空地の確保を目的に、面積約370㎡の公園用地を取得したことによります。
6	防災まちづくり①	委員記入欄	不燃化特区の住民を対象とした「建替え相談会」には何人の参加があったのか。
		所管課回答欄	令和3年度に行った建替え相談会には、20組25人(杉六地区11組14人、方南地区9組11人)の方に参加していただきました。
7	不燃化促進住宅管理	委員記入欄	「不燃化促進住宅」がいかなるものかの説明を欠いており、評価表からは事業の中身が分からない。耐火または準耐火建築物に自身の住宅を建替える際に、建替え完了までの期間に一時的な引っ越し先として区が確保している住宅という理解で良いか。
		所管課回答欄	<p>当該施設は、区内在住の方が自己居住用住宅を耐火建築物や準耐火建築物等に建替える期間中に利用できる一時移転用住宅です。</p> <p>開設当初(昭和60年代初頭)は、蚕糸試験場跡地周辺地区及び気象研究所跡地周辺地区(以下、「二跡地地区」という。)の不燃化まちづくりを支援することを目的とした施設でしたが、二跡地地区の不燃化促進期間が終了したことなどから、区全体を対象に入居の優先順位を定め、施設の有効利用を図ってきたところでございます。</p> <p>当該施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○馬橋不燃化促進住宅(阿佐谷北五丁目8番16号) SRC造2階建て 2DK/8戸(老朽化に伴い閉鎖中) ○和田不燃化促進住宅(和田三丁目41番27号) SRC造2階建て 2DK/4戸、3DK/2戸 □賃借料 2DK 月額5万円、3DK 月額7万円

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容	
8	不燃化促進住宅管理	委員記入欄	入居の優先順位とは、どのように決められているのか。
		所管課回答欄	入居の優先順位につきましては、二跡地地区のほか、不燃化特区、震災救援所周辺地域など、これまでの区の防災まちづくりの取組を踏まえ、不燃化等の強化を図っている地域から順に定めております。
9	不燃化促進住宅管理	委員記入欄	常に満室状態で、サービスの公平性を欠いており、また、施設の老朽化によってサービス提供に支障をきたしていることから、事業廃止の方向で検討する必要があるとのことである。サービスの公平性を欠くことと、サービスの必要性とは異なる問題であり、そもそも本事業の必要性自体がなくなってきていると理解して良いのか。
		所管課回答欄	二跡地地区の不燃化促進期間が終了し、施設の開設当初の目的はすでに達成されていることや、老朽化が進む施設の状況や建替え時に民間賃貸住宅を活用している区民も多い等を踏まえると、仮住居サービスの必要性は薄れていると認識しています。 今後は、利用者の多い建て替え助成の対象地域を拡大することによって、より多くの方に対し支援を行い、不燃化の促進を図っていく考えです。
10	耐震改修促進	委員記入欄	活動指標(1)の「耐震診断助成等件数」および活動指標(2)の「耐震改修等助成件数」のいずれも、実績値が計画値を大きく下回っている。これまでの計画値の設定根拠とともに、令和4年度の計画値を大きく下方修正した理由についても説明していただきたい。
		所管課回答欄	令和3年度の計画値は、平成24年～平成33年の杉並区実行計画を策定するときに設定した計画値です。 平成24年は、東日本大震災後で耐震診断・耐震改修件数もかなり多く、耐震化率も80.1%であったことから、目標達成のためその時の実績等をもとに設定したものです。 令和4年度の計画値は、近年の実績や令和2年度末の耐震化率が92.0%であることから設定し直したもので、令和4年からの新たな杉並区実行計画で示しているものです。
11	耐震改修促進	委員記入欄	主な取組の「建築物への耐震診断支援・助成ほか」および「建築物への耐震改修等工事費助成ほか」の件数が、活動指標(1)および(2)の実績値とは異なるが、その差はどこから来ているのか。
		所管課回答欄	活動指標(1)、(2)は、旧耐震建築物の耐震診断、耐震改修の件数を示しています。 主な取組の件数は、新耐震建築物についても取り組んでいることから、旧耐震建築物、新耐震建築物両方を合わせた耐震診断、耐震改修の件数をそれぞれ示しています。

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容	
12	ブロック塀等安全対策支援事業	委員記入欄	活動指標である「ブロック塀等改修等助成件数」の計画値の設定根拠を説明いただきたい。
		所管課回答欄	ブロック塀の安全対策は平成30年から通学路等を対象に区民への周知を行っており、事前相談件数から令和3年度の申請件数を推計したものです。
13	ブロック塀等安全対策支援事業	委員記入欄	数年ごとに区内の通学路や避難路に面するブロック塀等の実態調査を行っているとのことだが、直近の実態調査はいつ実施され、その結果はどのようなものであったか。当該実態調査の結果は公表されることで、危険な個所の回避や注意喚起を促すことができると思われるが、そのような調査結果の活用はなされているのか。
		所管課回答欄	誤解を生じる表記だったと思いますが、過去に行った通学路等に面するブロック塀の調査は、昭和53～54年、平成3～5年、平成19～23年の3回です。直近の平成19年～23年では、約11,000件のブロック塀があり、このうち特に危険性が高いと判断したものは100件でしたが、現在は除却などが進み13件となっています。 危険なブロック塀の公表は、個人情報であるためできませんが、区民の方等から情報提供のあった塀やブロック塀助成の相談で助成対象となった塀のうち撤去新設等が行われていないものから危険なブロック塀を把握しており、所有者へ対面や文書により改善を促し、危険なブロック塀の解消に努めています。
14	ブロック塀等安全対策支援事業	委員記入欄	成果指標は設定し得ないのか。たとえば、危険なブロック塀等の解消率はどうか。
		所管課回答欄	危険なブロック塀の解消率などの成果指標を設定するためには、危険なブロック塀の総数と除却等による改善件数を毎年把握する必要がありますが、ブロック塀は建物とは異なり、助成によらず改善された塀の把握を行うことが困難です。また、危険なブロック塀の総数把握の調査してもその結果が長く使えるものではありません。 このようなことから、成果指標の設定は難しいと考えており、ブロック塀等改修助成を行うことでブロック塀の安全対策が進めていきたいと考えています。
15	道路等清掃	委員記入欄	清掃車による路線(区道)以外でも落ち葉の季節には清掃の要望があるとのことだが、区としてどこまで対応すべきなのか、判断の基準等があるのか。日常保全業務委託で対応しているとはどういうことか、説明していただきたい。
		所管課回答欄	区が管理していない路線(私道等)については、対応しておりません。日常業務委託につきましては、小規模な舗装の補修や除草、剪定など、以前区の職員が行っていた業務を、事業者へ委託しています。また清掃車が入れない区管理道路の清掃の要望等についても、委託により、状況に応じた対応を行っております。

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容	
16	水害多発地域対策の推進	委員記入欄	活動指標(1)としては「雨水浸透・貯留施設の設置箇所数」が位置付けられ、この令和3年度実績は38か所となっているが、主な取組の記載をみると、この38か所というのは雨水浸透ますのみの数字であると思われる。雨水浸透ますと貯留施設とを一括りにして指標とすることの妥当性について説明いただきたい。
		所管課回答欄	予算項目が雨水浸透・貯水能力の強化としているところから、一括の指標としています。道路等における貯留施設については、1か所実施しておりますが、今後は実行計画化されている雨水浸透施設の設置箇所数を活動指標として検討してまいります。
17	水害多発地域対策の推進	委員記入欄	活動指標(2)を「道路排水施設の対策地区数」とし、成果指標(2)を「道路排水施設の設置箇所数」としている理由と、それらの意味合いの違いを説明いただきたい。 「道路排水施設の設置箇所数」を活動指標とし、それによる対策量を成果指標とすることは考えられないか。
		所管課回答欄	対策地区数に関しては、対策を施した水害多発地域の数です。設置箇所数に関しては各地域で設置した横断U字溝や雨水浸透柵を新設した数です。 道路排水施設の取組については、新たに横断U字溝や雨水浸透柵の設置であり、この場合は設置効果により判断する事となるため、対策量を指数とするのは、馴染まないと考えます。
18	橋梁の長寿命化と補強・改良	委員記入欄	活動指標の設定根拠を説明いただきたい。
		所管課回答欄	平成30・31年度に実施した5年毎の橋梁定期点検における健全度をもとに令和2年度に長寿命化修繕計画を見直す中で、予防保全の観点から比較的健全性に劣る橋梁を優先して計画を策定し、活動指標としました。
19	橋梁の長寿命化と補強・改良	委員記入欄	令和3年度の評価と課題に記載されている、「コスト縮減に関する具体的な方針の中には地域特性を踏まえた橋梁等の集約・撤去等を含めた検討をしていきます。」とあるが、このような検討をいつ頃を目途にどのように進めていこうとしているのか、より詳細に説明いただきたい。
		所管課回答欄	令和7年度に予定している橋梁の長寿命化等計画の中で検討を進めていきます。 令和5・6年には検討の基礎となる橋梁点検を実施し、健全性や地域の利用状況を見据えて集約・撤去等を含めた検討を行います。
20	河川維持管理	委員記入欄	活動指標・成果指標の計画値・実績値ともに、前年度と変わらないにもかかわらず、令和3年度の事業費が増えている要因はどこにあるのか。
		所管課回答欄	令和3年度の事業費が増額となっているのは、実行計画により毎年行っている善福寺川上流の浚渫工事に加え、現場調査により水害対策として必要となった上流以外の善福寺川及び神田川の浚渫工事を行ったためです。

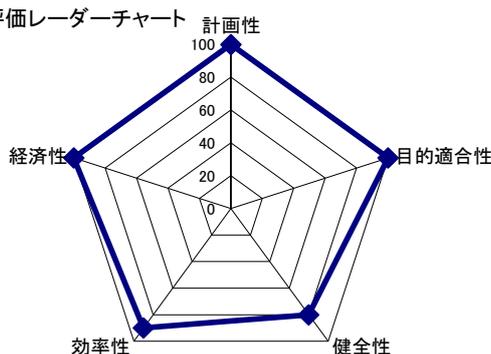
質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容	
21	河川維持管理	委員記入欄	本事業は水害の未然防止を主眼としたものであるが、河川の維持管理は防災面のみならず、水とみどりのネットワークの確保、生態系や生物多様性の保全、人と自然との触れ合いの場の確保、景観の保全といった、積極的にプラスの効果を引き出すことも意識しつつ実施されることが肝要である。この意味において、他の所管課とどのような連携が図られているのか確認したい。
		所管課回答欄	河川整備の機会を捉えて武蔵野橋付近では緩傾斜護岸を整備し、水辺に近づける親水空間を確保しています。 併せて、潤いと安らぎのある水辺環境の再生・創出を図ることを目的に平成20年から善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業に取り組んでいます。 区民参加型の水鳥一斉調査や環境活動団体等の支援など啓発活動を実施しています。
22	水防対策	委員記入欄	活動指標(1)「水防態勢の回数」と成果指標(1)「要望件数」の計画値設定の考え方を説明いただきたい。
		所管課回答欄	活動指標(1)「水防態勢の回数」は、過去3年の実績回数の平均値を指標の計画値としています。成果指標(1)「要望件数」は、土のうや排水要請など区が水防対策において対応する要望の件数を指標としていることから、要請がないことが望ましく計画値を0としています。
23	水防対策	委員記入欄	主な取組に「冠水センサー設置」や「河川ライブカメラ等保守点検」とあるが、これらの設置箇所や点検個所の数を明らかにしていただきたい。
		所管課回答欄	河川ライブカメラ公開用 5箇所 管理用 4箇所 冠水センサー設置箇所 7箇所 (R4.9.30現在) 河川ライブカメラ等については、水防態勢の際、特に監視が必要な箇所に設置しており、上記全数の保守点検委託を契約しています。
24	雨水流出抑制対策等 工事助成	委員記入欄	活動指標(1)の「雨水浸透施設設置助成戸数」の計画値は150戸であるのに対して、実績(令和3年度は42戸)はその1/3にも満たない。また、令和3年度の雨水流出抑制対策量7,040㎡に占める本事業の助成による浸透量251㎡の割合は約3.6%にとどまっている。こうした状況を踏まえて、本事業の必要性・有効性をどのように考えるのか。
		所管課回答欄	東京都豪雨対策基本方針に基づき治水対策が進められており、区部においては時間75ミリ降雨に対応することとし、河川や下水道整備(流下設備)で50ミリ、河川貯留施設等で15ミリ、雨水流出抑制対策で10ミリ相当を目標に取り組んでいます。この中で、流域を構成する自治体が担う雨水流出抑制対策は今後も大きな役割を持つものといえます。総合治水対策の観点から、公共施設はもとより、区内の大半を占める民間施設における雨水流出抑制対策は重要な役割を果たしており、その促進においては、助成制度の活用が一翼を担うものといえます。助成制度の対象は、敷地1,000㎡未満の個人が所有する住宅等であり、小規模なものが多いことから、区に求められる目標対策量に対しては少ないものですが、助成による令和3年度対策量251㎡は、一般家庭の風呂の約1000杯分に相当するもので、その貯留浸透等の効果は少なくないものと考えています。全体割合からすれば少量ですが、個人として雨水流出抑制対策の趣旨に賛同され、設置にご協力いただいております。道路や公共施設における取組などと合わせ時間10ミリ相当となる対策量を確保していく計画となっています。

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容	
25	雨水流出抑制対策等 工事助成	委員記入欄	成果指標(1)には助成により設置された雨水浸透施設の浸透量(単年度)、成果指標(2)にはその累計値が掲げられているが、両者を成果指標とする意義はどこにあるのか。累計値は良いとしても、区が流域別豪雨対策計画において設定している目標対策量631,000㎡に対する累計値の割合を成果指標のひとつとしたほうが良いのではないかと考えるがどうか。
		所管課回答欄	本事業の助成対象となる個人所有宅地は、地形や敷地面積に様々なものがあり、雨水浸透施設の設置規模も個々により異なります。そこで、指標については、助成対象戸数に加え、対策量も併用することで助成による成果を分かりやすくしたものです。ご指摘の、区に求められる目標対策量は、その他の取組も合わせた目標対策量であり、この助成事業の成果指標とした場合、対策量の割合が非常に小さく成果の進捗が見えにくくなることから現状のままとさせていただきます。
26	雨水流出抑制対策等 工事助成	委員記入欄	活用内容が3本の柱からなるのに対して、活動指標が雨水浸透施設設置に係るものしかない。他の二つの柱について指標を設定することは考えられないか。
		所管課回答欄	東京都豪雨対策基本方針では、河川や下水道整備や雨水流出抑制対策に加え、浸水被害に強い家づくり・まちづくりを推進しており、区では、区民が自ら行う高床化や防水板設置工事に係る費用の一部を助成しています。これらの助成制度は、対象範囲が広いことに加え、区民の費用負担と水害の発生状況により申請件数に変化が生じることから、成果を表す指標の設定は難しいものと考えています。
27	雨水流出抑制対策等 工事助成	委員記入欄	令和5年度の方針として「グリーンインフラの考えやシミュレーション技術による効果的な対策など新しい視点を取り入れた計画を検討・策定」していくとあり、これは重要な観点であると考えているが、計画の検討・策定スケジュールや体制はどのようになるのか。
		所管課回答欄	水害対策については、これまで様々な取り組みを実施し一定の効果をきてきています。特に平成17年9月の甚大な被害をもたらした集中豪雨を契機に立ち上げた都市型水害対策検討専門家委員会からの政策提言を受け、新たな対策の展開など水害対策の強化を図ってきています。しかし、近年の地球温暖化に伴い大型化する台風や激甚化・頻発化する集中豪雨による浸水被害が各地で多発しており、時間100mmを超える豪雨が発生することも珍しくない状況です。一方で、水害対策としては、グリーンインフラなど新たな視点を取り入れた取り組みが始まっており、区としては、雨水流出抑制対策に留まらず、水害対策全般について見直しを行う時期に来ているものと認識しています。そこで、まずはこれまでの取組を検証した上で、今後の水害対策の方向性を検討したいと考えておりますが、現時点において、検討のスケジュール等は決まっていない状況です。

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容	
28	排水場維持管理	委員記入欄	保守点検を要する排水場は阿佐谷と上萩の2か所のみという理解で良いか。 その場合「2か所の保守点検を6回実施」とはそれぞれの排水場について6回ずつ実施したということか。
		所管課回答欄	排水ポンプによる排水施設は阿佐谷と上萩の2か所です。 2か月に1回点検しており、両施設ともに年6回ずつ実施しています。
29	排水場維持管理	委員記入欄	施設が老朽化してきているとのことであるが、今後の維持管理・更新計画はどのようにになっているのか。
		所管課回答欄	上萩の施設については、令和4年度にポンプ交換等を実施します。 阿佐谷の施設については、引き続き保守点検を実施し、適切な維持管理を行うとともに点検結果に基づき、更新時期を検討いたします。
30	公共溝渠維持管理	委員記入欄	区が維持管理する公共溝渠の場所および状態(蓋掛けか、開渠か、柵渠か、U形溝かなど)が分かる資料はあるか。
		所管課回答欄	2011年に現状確認を行った際に撮影した写真等は記録として保存しておりますが、報告書のような形で公表している資料はございません。
31	公共溝渠維持管理	委員記入欄	遅野井川親水施設のように、今後、他の個所についても親水性を高めていくような改修のあり方は考えられないか。
		所管課回答欄	現在、親水施設の改修計画はありません。
32	公園のリニューアル①	委員記入欄	活動指標の雨水貯留施設を整備した公園数は、累計値としたほうが良いのではないかと。 毎年度2園ずつ整備してきているようであるが、最終的にはいくつの公園にどれだけの貯水量を確保する計画なのか。 成果指標は設定されていないが、累計での貯水量を位置付けてはどうか。
		所管課回答欄	活動指標の「雨水貯留施設を整備した公園数」については累計値に変更します。 併せて成果指標に「貯水量(累計値)」を新規に設定します。 また、公園における最終的な貯水量の目標数値は設定していませんが、今後の水害対策全般における見直しの機会を捉え、目標数値を検討します。

令和4年度杉並区財団等経営評価表(団体一次評価 概要版)

団体概要	名称	公益社団法人 杉並区シルバー人材センター			電話	03-3317-2217		
	基本財産	0円	設立年月日	昭和54年3月10日	所管部課	保健福祉部高齢者施策課		
事業目的	社会参加の意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会との連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する。			顧客(サービス対象)	区内在住の高齢者及び発注者			
	事業内容	(1) 就業を希望する健康な高齢者に対する就業機会の提供 (2) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進						
事業評価指標	指標名		算式・内容		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	活動指標	新規入会者数	新規に入会した人数		人	276	295	402
		契約件数	年間実契約件数		件	7,188	5,911	5,809
		年間実就業人員	年度中に一度でも就業した会員数		人	1,974	1,801	1,754
	成果指標	年度末会員数	年度末時点の登録会員数		人	2697	2630	2687
		年間就業率	年間就業人員÷年度末会員数		%	73.2	68.5	65.3
令和3年度の事業実績	1-① 入会説明会 年28日間・全58回開催/参加者465人 ② 新規入会会員数 402人/年度末会員数 2,687人 2-① 契約件数 5,809件(内派遣 64件) /契約金額 811,899千円(内派遣 20,639千円) ② 年間就業会員数 1,754人(内派遣 24人)/就業率 65.3% ③ 技能支援講習会 年15回開催/受講者 16名 3-① 適正就業指導員による定期巡回指導の実施 月5日 /事故防止啓発ニュースの発行 毎月 ② 事故発生件数 傷害 16件/賠償 12件			③ お客様満足度調査等利用者アンケートの実施(公共6、民間等7職種) 4-① シルバー孫の手事業実施件数(依頼 70件/実施 51件/活動 49人) ② 落ち葉感謝祭落ち葉掃き参加者数 7地区7公園110名				
経営分析(定量評価)	財務	項目	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	特記事項	
		(ア) 総収入	千円	1,035,394	928,536	943,980		
		(イ) 受益者負担	千円	0	0	0		
		(ウ) 総支出	千円	1,035,330	920,804	953,576		
		(エ) 資産	千円	206,366	217,509	212,028		
		(オ) 経常収支	千円	64	7,732	▲ 9,596		
		(カ) 事業費比率	%	95.6	95.5	95.8		
		(キ) 管理費比率	%	4.4	4.5	4.2		
		(ク) 補助金収入比率	%	15.3	16.6	15.4		
		(ケ) 経常支出人件費比率	%	17.0	17.8	17.0		
		(コ) 職員一人当たり事業収入	千円	26,104	23,648	23,833		
	(サ) 損益分岐点	千円	1,032,594	897,784	1,003,357			
	組織	(シ) 総職員数	人	64	63	64		
		(ス) 常勤換算職員数	人	33.4	32.5	33.2		
(セ) 常勤役員比率		%	3.0	3.1	3.0			
経営分析(定性評価)	令和元年度	令和2年度	令和3年度		定性評価レーダーチャート			
	評価	評価	評価	得点				
	計画性	A	A	A		100		
	目的適合性	A	A	A		100		
	健全性	A	A	A		80		
	効率性	A	A	A		90		
	経済性	A	A	A		100		
総合	A	A	A	470				



※経営分析(定量評価)の「職員1人あたり事業収入」及び「常勤役員比率」の算定にあたっては、「常勤換算職員数」を使用します。

事業分析(現状の分析・評価)

○ 継続雇用年齢や年金受給年齢の引き上げに伴い、就業時間が制限されるシルバー人材センターでの就業を希望する健康で就業意欲のある高齢者の入会が年々困難になっている中、入会説明会の開催回数の増加や新聞折込等の効果により、新規入会者数は目標を達成することができた。

一方、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の影響により、年間就業率は目標値を下回った。更に、地域活動が停滞したことにより、就業できなかった会員が入会する意義を持てなくなったことによる退会も多く、年度末会員数は目標値に届かなかった。

○ マンション共有部の清掃と派遣事業は、契約件数・金額ともに大きな伸びを見せており、今後の成長株として更なる受注に向けて取り組んでいく。一方で、コロナの影響により区からの受託業務の内、比較的契約金額が大きく就業会員数も多い児童館施設管理が、再開されなかったこと等により、契約件数・金額ともにコロナ前までの回復には至らなかった。

また、他人との接触や家屋等への入室を拒む一般家庭における家事・子育て支援サービスについては徐々に回復傾向にあるものの、コロナ前ほどの伸びは見られなくなっており、シルバー孫の手事業の依頼も減少することとなった。

経営分析

定量評価		定性評価	
令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出が頻発したことにより、令和2年度同様に、受注業務に関する影響は大きく、事業収入はコロナ前までの回復には至らなかった。	計画性	令和元年度に策定した5年度間の中期計画は、計画2年目に新型コロナウイルス感染症の影響による事業運営形態の転換を余儀なくされ、区民の新たな生活様式に適合した仕事の受注と地域活動が必要となったため、それまでの実績や事業の検証を踏まえ、実効性のある新たな目標を設定した令和4年度からの中期計画を策定した。策定に際し、急速に変化する社会状況に対応できるように計画期間を3年度間として、年次計画とともに柔軟に対応できる計画内容とした。	
	目的適合性	定款に定める事業目的及び公益認定事項に適合した事業内容と収支相償を逸脱しない収支予算編成に基づく適正な目標値を設定した。業務の受注に際し、ニーズの高まっている業務の受注形態の充実に努めるとともに、受注時に利用者アンケートを実施し、意見・要望に対しては、迅速かつ的確に対応した。	
	組織健全性	職員相互のレベルアップが図れるように、職場内におけるOJTを積極的に展開した。また、効率的な事業運営に取り組めるように、職員の事務分担比率等を分析し、適正な事務分担に努めた。今後の更なる効率的な事業運営に取り組めるように、2か所の分室を清水分室に統合し、安定的な事務局運営が行える職員体制を整えた。個人情報管理に際しては、紛失事故等の発生防止のために、全職種において個人情報取扱いの実態を探り、改めて取扱いに関する研修を行った。	
	効率性	会員が就業を通して生きがいを見出すという公益社団法人としての設立趣旨から、コストパフォーマンスの良し悪しにかかわらず、就業率の向上につながる業種の受注拡大に努めた。効率的な組織運営に係る分室統合により、適正な事務分担に伴う職員配置を行うことで、維持管理経費と人員の削減に努めた。資産運用については、公益目的事業の的確な遂行のために、安全性・流動性を優先した慎重な運用に努めた。	
	経済性	都内近隣区のシルバー人材センターとの情報交換を毎月行っており、シルバー人材センターが抱える共通の課題等の改善に取り組んだ。事業運営に係る物品調達については、インターネット物販等を活用し、数社比較の上、安価で良質な物品の購入に努めた。業務委託や工事等の発注に係る業者選定については、区の関係所管からの情報提供を受け、財務規程に基づき適正に対処している。ニーズの高い業種について、受注の効率化・迅速化を図り、受注拡大に努めた。	

総合評価

【事業分析】
 前年度から引き続き新型コロナウイルス感染症は、令和3年度においても事業運営全般にわたる影響が続いており、特に公共事業における契約金額と就業会員数が多い児童館施設管理の休止は、事業収入において大きく影響した。しかしながら、コロナ禍におけるシルバー人材センターが果たす役割を就業と社会奉仕活動の両面から検証し、就業の面では、マンション共有部の清掃において受注件数を大きく伸ばすことができ、社会奉仕活動については、新たな地域活動の形態を見出せるように活動単位となっている地域班の再編に取り組んだ。

【経営分析】
 事業運営の基盤となる会員の増強と就業機会の拡大につなげるための就業開拓については、就業開拓員2名を雇用するとともに、東京しごと財団との協働による会員募集の取組や東京しごと財団の就業開拓推進モデルセンタープロジェクトを活用して、保育補助、事務関連補助などを核とした派遣事業の基盤を構築し、就業機会の確保に取り組んだ。事業収支においてはコロナ前までには至らなかったものの前年度より増収となった。なお、正味財産期末残高は、前年度より減少したが、シルバー人材センターとしての収支においては、年間事業費の1か月分程度が適当であることから適正に運営管理されていたものと考えられる。

【一次評価】(団体経営評価)

杉並区財団等経営評価－事業分析 I (事業概要)

団体名称	公益社団法人 杉並区シルバー人材センター			電話	03-3317-2217
基本財産	0円	設立年月日	昭和54年3月10日	所管部課	保健福祉部高齢者施策課
顧客	区内在住の高齢者及び発注者			事業規模 (令和3年度計画)	1 新規入会への取組及び就業機会の拡大 ① 入会説明会開催回数 年間27日54回 ② 新規入会会員数 400人(年度末会員数 2,800人) 2 就業機会の拡大 ① 受託目標 契約件数 6,260件(内派遣事業件数 20件) ② 就業目標 年間実就業会員数 2,050人(就業率 73.2%) ③ 技能支援講習会への参加支援 3 安全・適正就業の強化 ① 適正就業指導員による就業現場点検の実施 ② 傷害・賠償事故防止の徹底 ③ お客様満足度調査等利用者アンケートの実施 4 社会参加支援事業の充実 ① 高齢者助け合い無償ボランティア事業「シルバー孫の手事業」の充実 ② 地域班を単位とした地域イベントの実施、参加
	事業目的	社会参加の意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会との連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する。			
事業内容	1 臨時的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業機会の確保及び提供 2 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施 3 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業 4 事業目的を達成するための調査研修、相談及び事業の企画運営			令和3年度の事業実績	1-① 入会説明会 年28日間・全58回開催／参加者465人 ② 新規入会会員数 402人／年度末会員数 2,687人 2-① 契約件数 5,809件(内派遣 64件) ／契約金額 811,899千円(内派遣 20,639千円) ② 年間就業会員数 1,754人(内派遣 24人)／就業率 65.3% ③ 技能支援講習会 年15回開催／受講者 16名 3-① 適正就業指導員による定期巡回指導の実施 月5日 ／事故防止啓発ニュースの発行 毎月 ② 事故発生件数 傷害 16件／賠償 12件 ③ お客様満足度調査等利用者アンケートの実施 (公共6、民間等7職種) 4-① シルバー孫の手事業実施件数 (依頼 70件/実施 51件/活動 49人) ② 落ち葉感謝祭落ち葉掃き参加者数 7地区7公園110名
組織構成	1.理事15名(正会員13名、特別会員2名) 2.監事 2名(正会員) 3.地域班長(7地区、96名) 4.本部事務局(常勤 10名／嘱託 2名／臨時11名) 清水分室(常勤 3名／嘱託 2名／臨時16名) 荻窪分室(常勤 1名／嘱託 3名)				

杉並区財団等経営評価－事業分析Ⅱ（事業評価指標）

指標名		式・具体的内容	単位	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	目標	
							目標値	目標年度
活動指標	① 新規入会者数	新規に入会した人数	人	276	295	402	400	3
	② 契約件数	年間実契約件数	件	7,188	5,911	5,809	6,280	3
	③ 年間実就業人員	年度中に一度でも就業した会員数	人	1,974	1,801	1,754	2,050	3
	④ 家事・子育て支援サービス事業収入	地域ニーズの高い家事・子育て支援サービス分野の受注件数	件	696	436	446	626	3
	⑤ シルバー孫の手事業実施件数	高齢者世帯への無償ボランティア実施件数	件	130	68	51	120	3
成果指標	⑥ 年度末会員数	年度末時点の登録会員数	人	2,697	2,630	2,687	2,800	3
	⑦ 年間就業率	年間就業人員÷年度末会員数	%	73.2	68.5	65.3	73.2	3
	⑧ 契約額	受託事業契約額＋労働者派遣事業契約額	千円	876,097	778,495	811,899	845,589	3
目標設定の考え方			事業分析(現状の分析・評価)					
<p>① シルバー人材センターの事業運営の基盤となる会員数の増強を図るための基礎数値として、新規入会者数と年度末会員数を目標値として設定した。</p> <p>② シルバー人材センターの設立趣旨である高齢者の就業と地域社会奉仕活動を通しての社会参加の促進を図るための基礎数値として、就業機会の基礎数値となる契約件数、年間実就業人員及びシルバー孫の手事業実施件数を目標値として設定した。</p> <p>③ 就業機会の増加を図るための方策として、近年区民からのニーズが高まっている家事・子育て支援サービスの受注増加を図る基礎数値として、家事・子育て支援サービス分野の受注件数を目標値として設定した。</p> <p>④ シルバー人材センターの健全な財務運営を示す基礎数値として、事業収入の基盤を成す請負・委任・派遣事業における契約額を目標値として設定した。</p>			<p>○ 継続雇用年齢や年金受給年齢の引き上げに伴い、就業時間が制限されるシルバー人材センターでの就業を希望する健康で就業意欲のある高齢者の入会が年々困難になっている中、入会説明会の開催回数の増加や新聞折込等の効果により、新規入会者数は目標を達成することができた。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の影響により、年間就業率は目標値を下回った。更に、地域活動が停滞したことにより、就業できなかった会員が入会する意義を持てなくなったことによる退会も多く、年度末会員数は目標値に届かなかった。</p> <p>○ マンション共有部の清掃と派遣事業は、契約件数・金額ともに大きな伸びを見せており、今後の成長株として更なる受注に向けて取り組んでいく。一方で、コロナの影響により区からの受託業務の内、比較的契約金額が大きく就業会員数も多い児童館施設管理が、再開されなかったこと等により、契約件数・金額ともにコロナ前までの回復には至らなかった。</p> <p>また、他人との接触や家屋等への入室を拒む一般家庭における家事・子育て支援サービスについては徐々に回復傾向にあるものの、コロナ前ほどの伸びは見られなくなっており、シルバー孫の手事業の依頼も減少することとなった。</p>					

杉並区財団等経営評価－事業分析Ⅲ(財務状況等の推移)

項目		算式・説明	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考	
財務状況	総収入(経常収入)	(ア)	千円	1,049,882	1,044,755	1,035,394	928,536	943,980		
	総収入のうち	補助金収入		千円	158,261	154,109	158,199	153,747	145,208	
		事業収入	事業収入+掛金収入	千円	886,378	885,353	871,867	768,569	791,260	
		内 区からの受託事業費		千円	539,221	538,400	536,457	477,649	489,321	
		基本財産運用収入額		千円	0	0	0	0	0	
		受益者負担	(イ)	千円	0	0	0	0	0	
	受益者負担比率	受益者負担÷総事業費	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	総支出(経常支出)	(ウ)	千円	1,045,818	1,044,786	1,035,330	920,804	953,576		
	総支出のうち	総事業費		千円	1,000,428	999,397	989,603	879,144	913,184	
		内 事業費	事業に係る人件費	千円	863,018	861,792	852,369	750,003	785,035	
			事業に係る人件費	千円	137,410	137,605	137,234	129,141	128,149	
		内 区からの受託事業の事業費	区からの受託事業に係る人件費を含む	千円	539,221	538,400	536,457	477,649	489,321	
		総管理費		千円	45,390	45,389	45,727	41,660	40,392	
		内 管理費	管理に係る人件費	千円	7,101	7,142	7,420	7,037	6,398	
			管理に係る人件費	千円	38,289	38,247	38,307	34,623	33,994	
		* 総人件費	事業に係る人件費+管理に係る人件費	千円	175,699	175,852	175,541	163,764	162,143	
	内 区からの受託事業に係る人件費		千円	85,855	85,968	86,371	82,245	83,203		
資産	(エ)	千円	209,739	210,497	206,366	217,509	212,028			
負債		千円	98,001	98,790	94,544	97,954	102,059			
正味財産	資産-負債	千円	111,738	111,707	111,822	119,555	109,969			
基本財産額		千円	0	0	0	0	0			
組織	総職員数	(シ) 役員、派遣職員、固有職員の総数	人	66	64	64	63	64		
	内 役員数	常勤	人	1	1	1	1	1	常務理事(役員報酬無)	
		非常勤	人	16	16	16	16	16		
		派遣職員数	区からの派遣職員	人	0	0	0	0	0	
		固有職員数	常勤	人	13	13	13	13	13	兼務事務局長は含まない。
			非常勤	パートタイム、アルバイトを含む	人	36	34	34	33	34
常勤換算職員数	(ス) 常勤職員の勤務時間に基づき職員数を算定	人	35.7	33.8	33.4	32.5	33.2	小数点以下第2位を四捨五入。		
サービス	サービス利用年間延べ人数	請負・委託・派遣事業就業延実人員	人	220,029	217,408	213,037	185,198	192,482		
	職員一人当たりサービス利用人数	サービス利用年間延べ人数÷常勤換算職員数	人	6,163	6,432	6,378	5,698	5,798		
単リコスト	新規入会者会員1人当たり事業費	当該事業総事業費÷活動指標①	千円	3,638	2,768	3,586	2,980	2,272		
	実契約件数1件当たり事業費	当該事業総事業費÷活動指標②	千円	129	136	138	149	157		
	就業者数1人当たり事業費	当該事業総事業費÷活動指標③	千円	513	511	501	488	521		

※金額は、千円未満を四捨五入します。 %については、小数点以下第2位を四捨五入します。

杉並区財団等経営評価－経営分析Ⅰ（定量指標）

	指標	算定式	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考	参考
1	事業費の対計画比率	全事業の事業費(決算額)÷当初予算事業費額×100	%	95.6	86.0	95.4		
2	(才) 経常収支	経常収入(総収入)－経常支出(総支出)	千円	64	7,732	▲ 9,596		通常黒字が望ましい
3	経常収支比率	経常収入÷経常支出×100	%	100.0	100.8	99.0		収支相償により100%以下が望ましい
4	事業収入合計の伸長率	当該年度の事業収入÷前年度の事業収入×100	%	98.5	88.2	103.0		通常増加が望ましい
5	経常収入の伸長率	当該年度の経常収入÷前年度の経常収入×100	%	99.1	89.7	101.7		通常増加が望ましい
6	(力) 事業費比率	全事業の事業費÷経常支出×100	%	95.6	95.5	95.8		通常増加が望ましい
7	(キ) 管理費比率	総管理費÷経常支出×100	%	4.4	4.5	4.2		通常減少が望ましい
8	(ク) 補助金収入比率	補助金収入÷総収入合計×100	%	15.3	16.6	15.4		通常減少が望ましい
9	収益事業比率	収益事業の事業費÷全事業の事業費×100	%	-	-	-		収益事業なし
10	区委託事業比率	区からの受託事業費÷総事業費×100(補助金は含まず)	%	54.2	54.3	53.6		
11	正味財産構成比率	正味財産÷(負債+正味財産)×100	%	54.2	55.0	51.9		通常増加が望ましい
12	基本財産運用収入率	基本財産運用収入額÷基本財産額×100	%	-	-	-		
13	(ケ) 経常支出人件費比率	総人件費÷経常支出×100	%	17.0	17.8	17.0		通常減少が望ましい
14	(セ) 常勤役員比率	常勤役員数÷常勤換算職員数×100	%	3.0	3.1	3.0		通常減少が望ましい
15	常勤役員人件費比率	常勤役員人件費÷総人件費×100	%	2.8	1.5	0.0	常勤役員への報酬は固有職員の事務局長報酬により100%支出	通常減少が望ましい
16	管理費比率の削減率	(1-当該年度の管理費比率÷前年度の管理費比率)×100	%	▲1.7	▲2.4	7.0		通常増加が望ましい
17	資産回転率(回)	総収入÷資産	回	5.0	4.3	4.5		通常1回以上が望ましい
18	(コ) 職員1人当たり事業収入	事業収入÷常勤換算職員数	千円	26,104	23,648	23,833		通常増加が望ましい
19	資産剰余率	剰余金(当期正味財産増加額)÷資産×100	%	0.10	3.56	▲4.52		通常増加が望ましい
20	(サ) 損益分岐点	固定費÷{1-(変動費÷総収入)}	千円	1,032,594	897,784	1,003,357		
21	損益分岐点比率	損益分岐点÷総収入×100	%	99.7	96.7	106.3		通常90%未満が望ましい

※金額は、千円未満を四捨五入します。%及び回数については、小数点以下第2位を四捨五入します。

経営分析・定量評価

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出が頻発したことにより、令和2年度同様に、受注業務に関する影響は大きく、事業収入はコロナ前までの回復には至らなかった。
 そんな中で、コロナ対策を講じながら区民の新たな生活様式に対応する業務の受注に努め、コロナの影響の少ないマンション共有部の清掃等屋外での業務についての受注を大きく伸ばすことができた。平成30年度から開始している派遣事業についても、保育行政が進んでいる杉並区の特徴となっている保育室の保育・調理・事務補助の派遣業務が増加しており、令和2年度の経常収入を上回ることができた。
 なお、常勤職員の育児休業等休職者にかかる人件費の支出が無かったために管理費比率の削減率は増加したが、資産剰余率については、公益認定法の規定により剰余金の解消が求められることから、当初の計画からマイナスになるような収支計画を立てており、令和3年度までに生じた剰余金は解消され、資産剰余率は減少しているが概ね計画どおりの収支となっている。

財団等経営評価－経営分析Ⅱ（定性指標）

○：十分できている、△：おおむねできている、×：できていない

分野	指 標	評価	分野の点数(100点)	
計 画 性	1	経営戦略及び経営目標達成の進捗状況管理の手段として、中長期経営計画が策定されているか。	○	100
	2	中長期経営計画に、事業ごとの具体目標(数値目標)が設定されているか。	○	
	3	年次事業計画書・収支予算書が、中長期経営計画に基づく短期的行動指針として作成されているか。	○	
	4	中長期経営計画や年次事業計画の策定に当たって、区の行政サービスに関する計画との整合性が確保されているか。	○	
	5	年次計画と年次実績との乖離原因の分析と結果が、次年度以降の計画へ反映されているか。	○	
分析・評価	令和元年度に策定した5年度間の中期計画は、計画2年目に新型コロナウイルス感染症の影響による事業運営形態の転換を余儀なくされ、区民の新たな生活様式に適合した仕事の受注と地域活動が必要となったため、それまでの実績や事業の検証を踏まえ、実効性のある新たな目標を設定した令和4年度からの中期計画を策定した。策定に際し、急速に変化する社会状況に対応できるように計画期間を3年度間として、年次計画とともに柔軟に対応できる計画内容とした。			
目 的 適 合 性	6	事業内容と団体の設立目的が合致しているか。	○	100
	7	事業目標(定量的数値)の設定方法が妥当か。	○	
	8	団体が提供するサービス等に対する顧客の満足度を調査・分析しているか。	○	
	9	新規事業の企画段階または新しい商品やサービスの提供を開始する際に、顧客のニーズを調査・分析しているか。	○	
	分析・評価	定款に定める事業目的及び公益認定事項に適合した事業内容と収支相償を逸脱しない収支予算編成に基づく適正な目標値を設定した。業務の受注に際し、ニーズの高まっている業務の受注形態の充実に努めるとともに、受注時に利用者アンケートを実施し、意見・要望に対しては、迅速かつ的確に対応した。		
組 織 健 全 性	10	管理者及び職員の能力育成体制が整備されているか。	○	80
	11	意思決定及び業務の妥当性を確保するための監理体制ができているか。	○	
	12	財産管理や会計処理が適正に行われているか。また、監査の体制が整備されているか。	○	
	13	区からの財政的支援(補助金)に依存しない経営努力を行っているか。	△	
	14	個人情報の管理と情報公開は適正に行われているか。	△	
分析・評価	職員相互のレベルアップが図れるように、職場内におけるOJTを積極的に展開した。また、効率的な事業運営に取り組めるように、職員の事務分担比率等を分析し、適正な事務分担に努めた。今後の更なる効率的な事業運営に取り組めるように、2か所の分室を清水分室に統合し、安定的な事務局運営が行える職員体制を整えた。個人情報の管理に際しては、紛失事故等の発生防止のために、全職種において個人情報取扱いの実態を探り、改めて取扱いに関する研修を行った。			

財団等経営評価－経営分析Ⅱ（定性指標）

分野	指 標	評価	分野の点数(100点)	
効 率 性	15	予算節約度の原因分析結果が、業績改善へ結びつけられているか。	○	90
	16	人件費を削減するための工夫を行っているか。	○	
	17	資産運用効率を改善するための工夫を行っているか。	△	
	18	事務処理の効率を改善するための工夫を行っているか。	○	
	19	業務の効率化、コストダウンのためにアウトソーシング(外部委託)を活用しているか。	○	
	分析・評価	<p>会員が就業を通して生きがいを見出すという公益社団法人としての設立趣旨から、コストパフォーマンスの良し悪しにかかわらず、就業率の向上につながる業種の受注拡大に努めた。効率的な組織運営に係る分室統合により、適正な事務分担に伴う職員配置を行うことで、維持管理経費と人員の削減に努めた。</p> <p>資産運用については、公益目的事業の的確な遂行のために、安全性・流動性を優先した慎重な運用に努めた。</p>		
経 済 性	20	同種の事業形態、同規模の他団体を業績向上の比較対象として設定し、業績改善の努力を行っているか。	○	100
	21	サービスコスト低減のための努力(施策)を行っているか。	○	
	22	物品の調達コスト低減のための努力(施策)を行っているか。	○	
	23	交渉や入札等により、外部委託コスト(業務委託費)低減のための努力(施策)を行っているか。	○	
	24	事業収入を増加させるための努力(施策)を行っているか。	○	
	分析・評価	<p>都内近隣区のシルバー人材センターとの情報公交換を毎月行っており、シルバー人材センターが抱える共通の課題等の改善に取り組んだ。事業運営に係る物品調達については、インターネット物販等を活用し、数社比較の上、安価で良質な物品の購入に努めた。業務委託や工事等の発注に係る業者選定については、区の関係所管からの情報提供を受け、財務規程に基づき適正に対処している。ニーズの高い業種について、受注の効率化・迅速化を図り、受注拡大に努めた。</p>		

杉並区財団等経営評価(団体総合評価)

団体名称	公益社団法人 杉並区シルバー人材センター
総合評価	<p>【事業分析】 前年度から引き続き新型コロナウイルス感染症は、令和3年度においても事業運営全般にわたる影響が続いており、特に公共事業における契約金額と就業会員数が多い児童館施設管理の休止は、事業収入において大きく影響した。しかしながら、コロナ禍におけるシルバー人材センターが果たす役割を就業と社会奉仕活動の両面から検証し、就業の面では、マンション共有部の清掃において受注件数を大きく伸ばすことができ、社会奉仕活動については、新たな地域活動の形態を見出せるように活動単位となっている地域班の再編に取り組んだ。</p> <p>【経営分析】 事業運営の基盤となる会員の増強と就業機会の拡大につなげるための就業開拓については、就業開拓員2名を雇用するとともに、東京しごと財団との協働による会員募集の取組や東京しごと財団の就業開拓推進モデルセンタープロジェクトを活用して、保育補助、事務関連補助などを核とした派遣事業の基盤を構築し、就業機会の確保に取り組んだ。事業収支においてはコロナ前までには至らなかったものの前年度より増収となった。なお、正味財産期末残高は、前年度より減少したが、シルバー人材センターとしての収支においては、年間事業費の1か月分程度が適当であることから適正に運営管理されていたものと考えらる。</p>
今年度の取組・目標	<p>令和3年度に策定した第二次中期計画の的確な遂行を目指し、事業運営においては目標とする数値を達成するために、効果的な会員募集の取組と地域のニーズを探りながらシルバー人材センターだからできると言われる業務の開拓に取り組んでいく。</p> <p>また、この2年間で停滞していた地域活動について、仕事が無くてもシルバー人材センターでの地域活動により、入会していることの魅力を感じられる取組について、各地区で企画し運営していく仕組みを作っていく。</p>
今後の団体のあり方 (中・長期的視点)	<p>新型コロナウイルス感染症への対策などを教訓とし、急速に変化する社会状況に迅速かつ的確に対応できるように、柔軟な組織体制を構築していくとともに、業務遂行に係る意思決定が円滑に行える運営体制を整えていくことが必要となっている。</p> <p>また、デジタルデバイド対策が必要な高齢者の事業者団体であることから、日常の業務におけるSNSの活用等を推進していくとともに、公益社団法人として、高齢者の生きがいの充実と社会参加の促進に寄与するため、区や関係各所と連携し、効果的・効率的な運営に努めていくものとする。</p>
その他 (区への要望等)	<p>区からの受託事業は、安定的な事業運営と多くの会員の就業機会の確保に欠かせないため、引き続き発注されるようお願いするとともに、シルバー人材センターとしても就業可能な体制を構築するので、選定事業者として加えるなど協力をお願いしたい。</p> <p>また、事業収支の増減に関わらず、安定した事務局運営取り組めるように、引き続き職員人件費等の財政支援もお願いしたい。</p>

杉並区財団等経営評価(二次評価表)

事業分析	
目標設定の考え方 (活動指標・成果指標)	<p>各指標は、令和元年度から5か年の中期計画を基に設定されており、シルバー人材センターの主要な事業について、規模、実績を客観的に評価できる適切なものである。ただし、令和3年度の目標数値については、コロナ禍の影響を鑑み、年間事業計画を策定する際に中期計画の数値に対し下方修正をしている。重症化しやすい高齢者の集団であることを考慮すると妥当な設定である。</p>
事業分析 (現状の分析・評価)	<p>○シルバー人材センターの分析は、おおむね妥当である。 ○年間の実就業人員や就業率及び契約額については、シルバー人材センターの分析・評価にもあるように、コロナ禍による社会変化、経済活動の縮小の影響が大きい。 ○退会者の要因把握に努めていることは評価できる。このことにより、シルバー人材センターの実施する社会貢献活動や地域イベントへの参加といった地域活動を通じて社会とのつながりや生きがいを得ていた会員が、コロナ禍による不要不急の外出抑制及びイベントの自粛などを受け、社会参加の場を失い退会していくといった新たな問題が生じていることが明らかになった。 ○コロナ禍が長期化している中でもその影響が少ない派遣や施設清掃などの伸びが見て取れる。今後もこれらの事業の受注拡大に努められたい。</p>
財務状況等の推移 (財務状況・組織・サービス・コスト)	<p>○財務状況については、収支共に令和2年度より拡大したが、コロナ禍の影響を受ける以前に比べれば、規模が縮小した状況である。これにより、民間及び区からの受託も共に令和元年度と比べて約1割減少している。 ○年間運用資金として、年間事業収入の1/12に相当する額が正味財産(運営資金)として確保されており、公益社団法人として適切な事業運営がされている。 ○契約件数が減少し、就業者1人あたり事業費も増加するなど、受託事業のコストが上昇している。新規会員は増加しており、元気で働く意欲のある高齢者がより多く就業できるよう就業開拓を進めるとともに、事業コストが適正になるよう努められたい。</p>
経営分析	
定量評価	<p>○公益社団法人であるシルバー人材センターは、公益認定法で定められた収支相償、遊休財産額、公益目的事業比率に関する財務基準を満たしていくことが義務付けられている。このため、過年度に生じた剰余金を解消する必要があり、今期は計画的に経常収支をマイナスとしているため、適正に運営されているものとする。 ○補助金収入比率、区委託事業比率共に令和2年度より減少しており、自律性の向上として評価できる。</p>
定性評価	<p>○中期計画の見直しを行い、急速に変化する社会状況に対応した令和4年度から3か年の新たな計画を策定したことは評価できる。今後は、計画目標の達成を目指して、より一層、就業機会の拡充と組織強化に努められたい。 ○今後の更なる効率的な事業運営のために分室の統合を行ったことは評価できる。統合の成果が見えてくるのは令和4年度以降となるが、経済的効果だけではなく、区民・会員に分かりやすく使いやすい窓口として分室が機能することを期待する。 ○昨年度指摘しているコンプライアンス意識の一層の醸成については、組織として個人情報の扱いの実態を確認したほか、会員への研修を行うなど一定の進捗を認める。</p>
区総合評価	
<p>○コロナ禍が依然として大きく影響しているが、中期計画の見直しや地域班の再編など、社会の変化に対応しようとする動きをしており、今後の団体の在り方についてもSNSの活用等新しいものも積極的に取り入れていく姿勢が見て取れる。 ○分室統合や東京しごと財団の実施する「就業開拓モデルセンタープロジェクト」への参加は、組織改革や就業開拓への具体的な行動として評価することができる。特に、「就業開拓モデルセンタープロジェクト」は、東京しごと財団から就業開拓先の積極的な訪問をはじめ、組織改革や事業を進めるうえでの課題の抽出など、今後の事業展開に関する貴重なアドバイスが受けられる複数年事業であることから、この機会を生かしてシルバー人材センター組織の更なる効率化、より一層の就業機会の拡大につなげていくことを期待する。</p>	

令和4年度外部評価 質問票

財団等経営評価:公益社団法人杉並区シルバー人材センター(担当:山本会長)

質問No.	質問内容	
1	委員記入欄	就業時間の制限があるということは具体的にどのような内容か？
	所管課回答欄	厚生労働省からシルバー人材センターでの就業に関しては、月10日程度、週20時間を超えないようにというガイドラインが示されており、月の就業が80時間を超えることが続く場合には、グループ就業の会員を増やすなど調整を図っています。シルバー人材センターの就業は、臨時的、短期的、または軽易な仕事という就業形態であることを理解した上で入会することになっています。
2	委員記入欄	退会者の理由は何か？業務をした人の割合を増やすには、単純業務を請け負うか技能や知識の習得が必要であり、研修の充実も必要である。剰余金の処分をするならばこうした人的投資に振り向けるべきである。
	所管課回答欄	<p>就業を求めて入会された後に、自分が希望する仕事が無かったり、加齢により就業が続けられなくなったりしたことにより、シルバー人材センターに入会している意義を感じられなくなることで退会される方がほとんどとなっております。</p> <p>技能の習得及び研修充実については、剰余金の有無にかかわらずセンターとして取り組むべきことであり、毎年度の予算、事業計画の中で計画的に実施しております。令和2年度に発生した剰余金については、コロナ禍によりシルバー人材センターの行っている「地域活動」が縮小し、予定されていた事業費の執行残が出たことが主な発生理由です。</p> <p>そのため、令和3年度には地域活動組織の再編を図り、活動の機会や交流の場を設定し、就業ができない会員でも地域活動に積極的に活動に関わるようにしています。こうした活動経費に事業費を運用しています。</p> <p>近年ではマンション清掃等清掃の依頼は増加しておりますが、会員の希望する就労形態(内容・時間帯)とのミスマッチもあり常に従事者を募集している状況があります。また植木剪定のようなニーズが非常に多い仕事であっても、現場状況により大型の機材や運搬のため車両が必要な場合などは依頼に応えられない状況があります。</p> <p>業務をした人の割合を増やすには、地域のニーズに対してその仕事ができる会員がいないという状況を改善する必要があります。そこで、現在、未就業会員に対し、就業選択の幅が広がるように、新たに職種説明会を開催して紹介の機会を設けることとしています。</p>
3	委員記入欄	お客様満足度の調査はどうか？ 民間事業者と価格及びサービス面で比較し優れていれば仕事は受注できるはずである。
	所管課回答欄	<p>お客様満足度調査については、区や区民等発注者の評価を得られるように実施していますが、どの職種についても概ね高い評価を得ています。</p> <p>高齢者は加齢による身体機能の低下もあり、現役世代が中心となる民間事業者と価格、サービス面を単純比較することはできません。また、高齢会員が安全に作業できる内容であるか、自宅から仕事道具を持って公共交通等で無理なく移動できる範囲であるかなどの視点での業務の選別も必要になります。</p> <p>シルバー人材センターの会員は社員ではなく、一人一人が個人事業主という立場にあり、発注者が求める仕事の仕様に対し応えられる会員がいなければ、必ずしも仕事の受注が成立するとは限らないことから、上記のような高齢者の特性を理解した上での就業開拓を進めていく必要があります。</p>

質問No.	質問内容	
4	委員記入欄	介護現場等では高齢者への人材需要があると聞く。こうした分野の受注はどの程度あるか。
	所管課回答欄	介護については、介護業務そのものは資格が無いので受託できませんが、高齢者のデイサービスセンターや保育園、障害者施設において食事づくりや清掃用務などについて主に派遣の形態で受注しており、積極的な就業開拓を行うことで、近年大幅な増加傾向にあります。
5	委員記入欄	男女比が不明であるがダイバーシティの観点から女性の就業支援にもつなげるべき。
	所管課回答欄	シルバー人材センターの仕事は、自分が希望する仕事への就業を基本としているため、夜間の勤務があったり、自転車の移動を伴う施設管理については、女性会員が辞退するケースが多く、それらの仕事への就業は男性の比率が高くなっています。逆に、食事づくりや掃除洗濯等の家事援助では、女性会員が多く就労しています。しかし、仕事の選択について、女性や男性を指定している訳ではないので、あくまで会員の希望によるものです。最近では、自転車駐車場管理や通学案内の仕事についても、多くの女性会員が就業するようになってきました。現在は、入会している会員の比率と就業している会員の比率はほぼ同じで、男性対女性の割合は6:4です。
6	委員記入欄	中長期的な観点からシルバー人材センターの会員の健康度などを非会員と比較して生きがい創造機能などをアピールすべき。名称変更も一案である。
	所管課回答欄	シルバー人材センターに入会する際には、動機や目的を聞いていますが、経済的理由を入会動機とする会員でも、シルバー人材センターでの就業を通して、生活のリズムができたことで健康になったという方も数多くいます。会員と非会員の健康に関する全国調査においても、特に運動器リスクにおいて会員の健康度が高いとの調査結果もあります。また、なかなか希望する仕事が見つからずに、就業できていない方でも、入会していることで他の活動を通して仲間づくりができるなどの声も多く、入会説明会では先輩活動者の経験談としてお伝えしています。シルバー人材センターの会員になることで得られる魅力について、効果的に伝える手段を検討し、一層の取組みをしていく必要があると考えています。なお、名称については「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」で定められており、変更はできません。
7	委員記入欄	収支相償が原則であるから、なるだけ市場相場で受注し、会員の手当に充当することがモチベーション確保にもつながるのではないか。
	所管課回答欄	会員との契約は請負であって、雇用している訳ではありませんが、東京都の労働者最低賃金を上回るように就業の対価(配分金)を設定しています。民間市場相場での受注では、どうしてもサービス面で太刀打ちできずに、競争となった場合には受託できなくなることも考えられます。また、シルバー人材センターでの就業は、収入だけを目的とするものではなく、日常生活の中で就業によって健康増進に取り組み、仲間づくりもできるということが目的でもあるため、配分金の増額によるモチベーションの増加ということは考えにくいものです。

質問No.	質問内容	
8	委員記入欄	区からの委託業務以外の収入の多くは何か？
	所管課回答欄	主に民間の管理会社から委託される屋内(マンション共有部)の清掃や一般区民から依頼される植木剪定や除草です。 近年では、共働き家庭が多くなっていることもあり、子どもの見守り・送迎や高齢者世帯からの食事づくりや部屋の清掃等、家事援助サービスの依頼が多くなっています。
9	委員記入欄	個人情報の保護や管理に問題があったのか？ 研修をしたということであるが、具体的なマニュアルなどを作成しているのか？
	所管課回答欄	個人情報の取扱いについては、就業前の説明等で徹底しているところですが、長年同じ就業に携わっていることで、慣れが生じている会員が、不注意から、自宅での書類の整理の際に紛失してしまったという事案があり、再度、全就業会員に対し、個人情報の取扱いに関する周知文を配布し、併せて職種間での事務連絡会等で事務局から注意喚起をしました。具体的なマニュアルとは言えませんが、各職種間で想定される個人情報の取扱いについて、就業マニュアルに記載しています。
10	委員記入欄	他の区ではワクチンの集団接種会場の運営補助を担当しているところがあるが、杉並区はしているか？
	所管課回答欄	本区は、接種体制整備業務(コールセンター運営、予約システムの整備、接種に係る事務処理、接種会場の運営等)を円滑に進めるため、これらの業務に対応するための人員の確保や体制整備を、迅速かつ的確に履行できる民間業者に一括して委託したため、シルバー人材センターへは委託をしなかったものです。

令和 4年度 杉並区施策評価表 I

施策	21	子育てセーフティネットの充実
目標	05	人を育み共につながる心豊かなまち
施策担当課	子ども家庭部管理課	関係課 障害者施策課 杉並福祉事務所

施策目標	○子育てや健康、就労などのきめ細やかな支援の仕組みが整い、ひとり親家庭が個々の状況に応じて自立した生活を送ることができています。 ○関係機関とのきめ細やかな支援のネットワークが整備され、未然防止を含む児童虐待対策が迅速・的確に実施できています
------	--

活動指標		成果指標	
指標名 (1)	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス、休養ホーム、自立支援給付金等利用人数	指標名 (1)	子育てを楽しんでいる人の割合
算式・指標説明	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス、休養ホームを利用及び自立支援給付金等を受給した合計人数	算式・指標説明	区民意向調査による
指標名 (2)	要保護・要支援(学齢期)の新規受件数	指標名 (2)	
算式・指標説明		算式・指標説明	
指標名 (3)		指標名 (3)	
算式・指標説明		算式・指標説明	
指標名 (4)		指標名 (4)	
算式・指標説明		算式・指標説明	
		指標名 (5)	
		算式・指標説明	
		指標名 (6)	
		算式・指標説明	

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		目標値	目標年度		
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績				
活動指標	活動指標 (1)	1 人	1,470	1,641	615	1,609	704			
	活動指標 (2)	2 件	1,052	1,150	1,242	1,350	1,188			
	活動指標 (3)	3								
	活動指標 (4)	4								
成果指標	成果指標 (1)	5 %	86.5	90	81.1	90	82.8	90	令和 3年度	
	成果指標 (2)	6								
	成果指標 (3)	7								
	成果指標 (4)	8								
	成果指標 (5)	9								
	成果指標 (6)	10								
施策コスト	事業費	11 千円	1,910,397	1,799,017	1,670,718	1,771,026	1,653,175	特記事項		
	(内) 投資的経費等	12 千円	0	0	0	0	0			
	(内) 委託費	13 千円	77,633	96,066	74,812	95,369	77,306			
	職員数	常勤職員数(再任用含)	14 人	54.51	60.49	62.45	67.96	76.52		
		上記以外の職員	15 人	9.84	11.14	10.67	13.76	14.16		
	人件費 (14+15+16)	17 千円	489,785	535,075	541,933	606,576	663,727			
	総事業費 (11+17)	18 千円	2,400,182	2,334,092	2,212,651	2,377,602	2,316,902			
	国・都等からの補助金等	19 千円	442,801	415,817	399,192	434,767	390,802			
	総事業費伸び率 (計画、実績の対前年度比)	20 %			△7.8	1.9	4.7			
	人件費比率 (17÷18)	21 %	20.4	22.9	24.5	25.5	28.6			

<p>施策を取り巻く環境 (社会情勢、国、都の動き、 区民意見等)</p>	<p>引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのひとり親家庭の生活は厳しさを増していることから、国においては、子育て世帯生活支援特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金の支給が行われました。これに加え、物価高騰の影響もあり、経済的に不安定な状況から自立を目指すひとり親が安定した就業と収入の確保ができるよう、支援が求められています。</p> <p>国は、引き続き児童虐待相談対応件数が増加傾向にあることなどを踏まえ、令和6年度の改正児童福祉法の施行等により、市区町村における子育て家庭への支援の充実や子どもの意見聴取等の仕組みの整備等を行うこととしています。また、特別区においては、令和2年度の3区に続き、令和3年度は1区、令和4年度は3区が区立児童相談所を開設するなど、児童相談体制の強化が図られています。</p>
<p>施策の総合評価 (計画事業の取組実績と 評価結果)</p>	<p>ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用申請者の利用率及び1人当たりの利用回数は上昇しましたが、感染防止に伴う在宅勤務増加等の影響により利用世帯数は減少しました。このため、在宅勤務時に対応した基準を定め、適正な利用につなげました。自立支援給付金事業については、国の動きに合わせて対象講座の拡充等を行いました。令和3年度の給付金受給者の就労率は100%であり、新たな就労先やより良い勤務条件に結びつけることができたと考えられます。また、養育費確保支援事業では合計2件の助成を行うなど、ひとり親家庭の自立支援を着実に進めました。</p> <p>令和3年度の要保護児童の新規受理件数は、健診未受診等の理由から安全確認が必要な児童数が減少したことなどから、令和2年度より50件減の1,099件となりました。しかしながら、ケースの内容は複雑化・多様化しており、通告内容の調査結果から支援につなげた児童数は増加しました。このため、更なる児童虐待の未然防止・早期発見に向け、地域子ども家庭支援センターの整備や要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化に取り組みました。このことにより、子どもの変化に気付いた保育園等からの通告が増加し、早期の支援開始につなげることができました。令和3年度の子育てを楽しいと感じる人の割合は目標未達となりましたが、その要因は、コロナ禍における子育て環境の変化によるものと考えています。</p>
<p>改善・見直しの方向 中長期</p> <p>今後の施策の方向性</p> <p>今後の進め方</p>	<p>拡充</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、ひとり親家庭の生活は厳しさを増しており、より安定した就業と収入を確保するための機会拡大に向けた支援がますます重要となります。就労自立を目指し支援を必要としているひとり親家庭が、早期に必要なサービスが受けられるように相談支援及び積極的な情報提供を継続していきます。また、令和4年度に助成対象を拡充した養育費確保支援事業については、引き続き周知に努め、利用促進を図ります。</p> <p>児童虐待対策については、子どもの命と安全を守るため、これまで以上に迅速かつ確かな対応を行えるよう、令和8年度の区立児童相談所の開設に向けて、他自治体の児童相談所への派遣研修や子どもアドボカシー研修の実施などによる専門性の高い人材の育成・確保を計画的に進めます。また、子どもの権利に配慮した施設整備に向けて、設計等の開設準備を着実に進めていきます。さらに、子どもと家庭に関する総合相談窓口「ゆうライン」の受付時間を拡充するとともに、令和6年度に施行される改正児童福祉法の内容も踏まえ、要支援家庭への支援策の充実を図るなど、子ども家庭支援センターの機能強化に取り組みます。</p>

令和 4年度 杉並区施策評価表Ⅱ（施策を構成する事務事業）

(00021)

【施策 21】 【施策名称 子育てセーフティネットの充実】 ※金額の単位は千円

整理番号	事務事業名称	実行計画事業	主要事業	令和 3年度 事業費	人件費	総事業費	施策から見た 事業の方向性
1	202 母子・女性・家庭相談			1,721	23,027	24,748	現状維持
2	203 女性福祉資金貸付			1,561	9,565	11,126	現状維持
3	204 母子及び父子福祉資金貸付			3,521	23,296	26,817	現状維持
4	234 子ども家庭支援センター相談事業	○		4,586	57,665	62,251	推進（拡充）
5	235 子どもショートステイ	○	○	16,889	17,438	34,327	現状維持
6	236 児童虐待対策	○		25,082	392,416	417,498	推進（拡充）
7	238 ひとり親家庭支援	○	○	17,778	29,622	47,400	現状維持
8	239 児童扶養手当支給			741,176	30,705	771,881	現状維持
9	242 児童育成手当支給			540,016	13,434	553,450	現状維持
10	243 児童育成手当（障害手当）支給			47,347	4,907	52,254	現状維持
11	245 ひとり親家庭等医療費助成			85,008	22,395	107,403	現状維持
12	257 民営母子生活支援施設に対する保護委託			139,443	12,264	151,707	現状維持
13	278 見守り強化事業		○	9,398	10,975	20,373	現状維持
14	285 子ども家庭支援センターの維持管理			9,453	12,264	21,717	推進（拡充）
15	301 子ども家庭支援センターの整備	○	○	10,196	3,754	13,950	推進（拡充）
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
合計				1,653,175	663,727	2,316,902	

施策を構成する 事務事業に関する特記事項	
-------------------------	--

施策の総括評価(平成24年度～令和3年度)

施策21 子育てセーフティネットの充実

少子化、核家族化、地域で孤立した育児など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、ひとり親家庭の就労自立に向けた支援のほか、すべての子育て世帯が安心して子育てができるよう子育て支援策の充実を図りました。

また、子ども家庭支援センターの児童虐待対応件数は、10年前に比べて約3.8倍と大幅に増加しました。そのため、区は児童虐待の未然防止・早期発見に向けて、要支援家庭を対象とした子どもショートステイや産後ケア事業などを開始するとともに、より身近な地域で対応を行うため、地域型子ども家庭支援センターの整備等を進めました。

これらの取組を進めたことにより、令和3年度の「子育てを楽しんでいる人の割合」は、平成30年度に比べて6.5ポイント上昇しましたが、目標値には達しませんでした。その要因については、コロナ禍における子育て環境の変化によるものと考えています。

今後も、ひとり親家庭は経済的に不安定な状況に置かれている場合が多くあることから、収入確保に向けた就労支援や養育費確保支援事業を着実に実施します。また、児童虐待対策については、これまで以上に迅速かつ的確な対応に向けて、令和8年度に区立児童相談所を開設するとともに、子ども家庭支援センターの機能強化など、児童相談体制の一層の強化に取り組みます。

指標名	ホップ		ステップ		ジャンプ		
	H24年度 (2012) 実績	H26年度(2014)		H30年度(2018)		R3年度(2021)	
		目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
子育てを楽しんでいる人の割合	79.1%	80.0%	80.4%	88.0%	76.3%	90.0%	82.8%

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00210)

事務事業名称	母子・女性・家庭相談	款 04	項 01	目 04	事業 001	整理番号	202	
現担当課名	杉並福祉事務所	係名	高円寺事務所相談係		連絡先 電話番号	4302	昨年度 整理番号	216
上位施策No・施策名	21 子育てセーフティネットの充実				予算事業区分	既定事業		
事業開始	昭和40年度							
令和 3年度 担当課名	杉並福祉事務所				事業評価区分	一般		

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	<ul style="list-style-type: none"> ○母子及び父子家庭並びに寡婦 ○配偶者等からのDV被害を受けた女性等 ○結婚・離婚などの夫婦男女関係、親子関係などに悩む区民 	根拠法令等	(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条、9条 (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子相談員の設置要綱
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	<ul style="list-style-type: none"> ○母子及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定を図り、子どもの育成環境を整備する。 ○女性が売春を行うことなく自立更生できるよう支援する。 ○夫等の暴力から女性及び母子を保護することで心身の安全を確保し、自立した生活を支援する。 	活動指標	指標名 (1) 母子・女性相談件数 指標説明 指標名 (2) 家庭相談件数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子家庭並びに寡婦の生活全般、子どもの養育等の相談に応じ、資金の貸付施策を紹介する。 ○母子に対し、入所施設や教育訓練給付金制度等の各種自立支援施策を紹介する。 ○売春を行う恐れのある女性の相談に応じ、更正に向けて援助する。 ○配偶者等の暴力から保護が必要な女性及び母子を緊急保護する。 ○家庭内の人間関係に関して、専門相談員が面接相談を実施する。 	成果指標	指標名 (1) 新規母子生活支援施設入所世帯数 指標説明 指標名 (2) 母子・女性緊急一時保護件数 指標説明

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度 計画	令和 3年度 対計画比 (%)	令和 3年度 予算執行率 (%)	
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績				
活動指標 (1)	1 件	3,236	2,200	3,101	2,200	2,715	2,200	123.4	80.1	
活動指標 (2)	2 件	313	360	282	360	308	360	85.6		
成果指標 (1)	3 世帯	9	10	6	10	9	10	90.0		
成果指標 (2)	4 件	27	30	34	30	20	30	66.7		
事業費	5 千円	6,976	1,930	1,558	2,149	1,721	2,493	特記事項 計画 (目標値) に対して、実績件数が少なかったため、執行残となりました。事業費実績については新規母子生活支援施設入所世帯数増に伴い経費増となりました。		
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0			
(内) 委託費	7 千円	1,348	1,690	1,471	1,925	1,651	1,930			
職員数	常勤職員数 (再任用含)	8 人	2.40	2.63	2.16	2.58	2.76			2.81
	上記以外の職員	9 人	0.15	0.15	0.00	0.00	0.00			0.20
人件費	常勤職員分 (再任用含)	10 千円	20,080	22,928	18,366	21,938	23,027			21,753
	上記以外の職員	11 千円	462	462	0	0	0			735
総事業費 (5+10+11)	12 千円	27,518	25,320	19,924	24,087	24,748	24,981			
単位当たりコスト (12-6)÷1	13 円	8,504	11,509	6,425	10,949	9,115	11,355			
財源	受益者負担分	14 千円	0	0	0	0	0			0
	国からの補助金等	15 千円	36	36	142	36	143			36
	都からの補助金等	16 千円	985	4,878	3,917	841	840			1,134
	その他の補助金等	17 千円	0	0	0	0	0			0
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	1,021	4,914	4,059	877	983			1,170
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	26,497	20,406	15,865	23,210	23,765	23,811			
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 202

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	家庭相談員報酬の支出ほか		4	人
	女性等緊急一時保護実施事業委託費の支出	12	室	105
	相談事務費の支出	3,043	件	1,600
	その他 ()			
事業実績	母子・女性及び父子家庭に対する経済的・精神的な自立に向けた支援を子ども家庭部と連携して行うことができました。			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	DVによる緊急一時保護件数の伸びは近年横ばいの傾向にありますが、被害の内容は殴る蹴るなどの身体的ダメージから、暴言や金銭を渡さないなどの精神的ダメージへと変化してきています。平成28年4月に配偶者暴力相談支援センター (以下「配暴センター」という) の機能が整備され、DV被害者への相談支援が充実・定着してきています。
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	相談窓口の充実と、その周知により、他の窓口を含めた全体の相談件数は増加していくものと予測しています。今後も、関係各所との連携を図りながら、適切な対応を行っていきます。
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	本事業は、目標値を設定し目標達成 (実績) を目指す業務ではありませんが、母子・女性相談件数は毎年、目標値を超えています。一方で、家庭相談は毎年、目標値を下回っています。また、母子生活支援施設への入所世帯数は毎年、目標値前後の数値で推移しています。緊急一時保護件数は、2年度を除き例年、目標値を下回っています。
評価と課題	平成28年4月に配暴センターの機能を整備するなど、DV被害者への相談支援態勢は充実・定着してきました。相談に至っていないケースや相談に至ってはいるものの、内在していると思われる深刻な諸問題に対して、関係各所との連携をさらに強固なものとし、的確な対処を図っていきます。

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>予算は現状維持としつつ、DV被害者、母子・父子世帯、女性世帯への援助は、子ども家庭部など関係機関との連携を深め、効果的な支援を行います。</p> <p>また、女性及び母子のDV被害者や宿泊場所がない世帯に対して、緊急一時的に居所を提供する女性等緊急一時保護事業については、各施設の空き状況を把握し、適切な活用を図っていきます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00212)

事務事業名称	女性福祉資金貸付	款 04	項 01	目 04	事業 003	整理番号	203
現担当課名	杉並福祉事務所	係名	徴収調整担当	連絡先 電話番号	4306	昨年度 整理番号	217
上位施策No・施策名	21 子育てセーフティネットの充実			予算事業区分	既定事業		
事業開始	昭和50年度						
令和 3年度 担当課名	杉並福祉事務所			事業評価区分	一般		

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	配偶者がいない、又は配偶者があっても、その扶養を受けられない杉並区在住の女性であって、家族構成・所得等の貸付要件を満たす方	根拠 法令 等	(1) (2)	杉並区女性福祉資金貸付条例 杉並区女性福祉資金貸付条例施行規則
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○女性に対し、女性福祉資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、女性の福祉増進に寄与することを目的とする。	活動指標	指標名 (1)	債権件数
		指標説明		償還回数ごとの債権総件数
		指標名 (2)		催告件数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○平成28年3月末をもって新規貸付けは終了したため、主に貸付金の債権管理及び回収事務を行う。	指標説明		督促、催告、訪問催告、債務通知の実施件数
		成果指標	指標名 (1)	償還率
		指標説明		収入済件数 ÷ (調定件数 - 不納欠損件数)
		指標名 (2)		
		指標説明		

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度 計画	令和 3年度 対計画比 (%)	令和 3年度 予算執行率 (%)
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1 件	4,527	4,170	4,169	3,675	3,662	3,199	99.6	99.4
活動指標 (2)	2 件	529	790	514	550	503	600	91.5	
成果指標 (1)	3 %	32.9	32.0	36.1	37.0	37.7	35.5	101.9	
成果指標 (2)	4								
事業費	5 千円	1,387	867	863	1,571	1,561	722	特記事項 貸付資金管理システムのハードウェア及びミドル・ソフトウェアの更新費及びこれに伴う構築費用によって、事業費が前年度より増えています。	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0		
(内) 委託費	7 千円	742	650	647	1,325	1,322	418		
職員数	8 人	1.08	0.98	1.10	0.90	1.01	1.15		
	9 人	0.35	0.35	0.33	0.31	0.31	0.31		
人件費	10 千円	9,415	8,544	9,353	7,653	8,426	8,749		
	11 千円	1,078	1,078	1,197	1,125	1,139	1,139		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	11,880	10,489	11,413	10,349	11,126	10,610		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	2,624	2,515	2,738	2,816	3,038	3,317		
財源	14 千円	0	0	0	0	0	0		
	15 千円	0	0	0	0	0	0		
	16 千円	0	0	0	0	0	0		
	17 千円	0	0	0	0	0	0		
特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	0	0	0	0	0	0		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	11,880	10,489	11,413	10,349	11,126	10,610		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

令和 4年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和 3年度 事業実施状況（D o）

整理番号 203

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	償還事務	2,099	件	160
	システム開発・運用保守	2	件	1,401
	その他（ ）			

事業実績

貸し付けは平成30年度をもって終了しました。償還事務では、分割支払いを含め、延べ1,471件を収納し、148件を不納欠損としました。また、滞納者へ122件の督促、116件の催告及び1件の訪問催告を行うとともに、全債務者へ241件の債務通知を送付しました。

令和 3年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	<p>昭和50年の制度設立当初の社会状況では女性の経済的自立が確立されておらず、福祉資金として女性の生活意欲の助長を目的として貸付けを行ってきました。</p> <p>平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、貸付金による支援だけでなく、生活自立支援窓口などの関係機関との連携のもと、包括的かつ継続的な支援により自立を促すことになりました。また、杉並区中小企業融資制度等の女性福祉資金貸付金と類似した事業の活用が可能であることから、平成28年3月31日までの受付をもって事業を廃止しました。</p> <p>貸付事務は平成30年度をもって終了しましたが、引き続き償還事務は行っています。</p>
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	<p>貸付事務は平成30年度をもって終了しましたが、現在は、償還事務を行っています。滞納が長期化し、債務者が高齢化した債権が主な対象となっているため、償還計画の提案や相談を積極的、かつ、継続的に行い、債権回収の強化を図ります。</p> <p>また、現年度の債権についても、滞納の長期化・債務者の高齢化を未然に防ぐため、積極的な督促や催告を実施します。</p>
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	<p>現年度の償還率は9割前後、過年度の償還率は1割前後を推移しています。全体の償還率を向上させるためには、過年度の償還率を上げることが必要です。</p> <p>しかし、滞納者の中には、債務者が高齢化し生活状況の改善が見込めない者も少ない状況です。</p>
評価と課題	<p>女性福祉資金貸付は、償還期間が20年と長期にわたり、償還が滞ると更に完済までの期間を要します。そのため、日頃から、滞納発生時の早期督促・催告による滞納の長期化防止に努めていること、必要に応じて訪問催告を実施していること、また、償還が困難な債務者には生活自立支援窓口へつなげたり、償還計画の見直しをするなど、きめ細かな相談支援を行ったことで、償還率が向上したことは評価できます。</p> <p>一方、借受人、連帯債務者ともに高齢化しています。滞納者だけではなく、債務者の高齢化により稼働収入が減り、償還が一層困難となる債務者が増加しており、課題となっています。</p>

令和 5年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	<p>貸付事務は平成30年度をもって終了しているため、今後は確実な債権管理と償還率の向上を図ります。</p> <p>また、長期滞納者の滞納要因を調査し、個々の徴収方針を検討します。今後も家計状況の改善が見込めない債務者については、債務整理や時効援用などの意向の確認も含め、償還相談の他、法律相談の活用を案内します。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 204

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	貸付事務		26	件
	償還事務	22,821	件	1,591
	システム開発・運用保守	2	件	1,401
	その他 ()			
事業実績	<p>貸付事務では、修学資金を合計26件、20,192,040円貸し付けました。 償還事務では、滞納者への督促及び催告を行い、令和4年1月には、全債務者を対象に債務通知書を発送し、返済について償還相談をしました。 東京都へ不能欠損処分の報告を5件、1,397,060円行いました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>貸付資金26件は、すべて教育資金の修学資金でした。 償還事務については資金管理システムを活用し、長期滞納者を生み出さないよう、早めの電話催告や面談等を実施し、家計状況に合った償還計画の見直しなどを行っています。 令和3年度の償還計画見直しは、新型コロナウイルス感染症での家計状況変化に伴う償還猶予1件、一部繰上償還を含む繰上償還26件でした。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>大学等における修学の支援に関する法律 (令和元年法律第8号) に基づく高等教育の修学支援新制度が令和2年4月1日より施行され、貸付件数、貸付金額は減少しました。今後も授業料の減免及び給付金型奨学金の支給又は入学金の減免が進み、貸付件数、貸付金額は減少するものと予測します。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>令和3年度の償還率は、目標の30.0%を超え31.9%でしたが、現年度の償還率は81.4%、過年度の償還率は13.9%です。母子及び父子福祉資金の償還期間は20年と長期であるため、債務者の経済状況の変化により、滞納が長期化する傾向にあります。すでに滞納者が高齢期に至った債権は、家計状況の改善が見込まれないため、償還計画の見直しをしても償還向上に結びつきません。恒常的に困窮している滞納者への更なる取組が必要になります。</p>
評価と課題	<p>母子及び父子福祉資金貸付は、償還期間が20年と長期にわたり、償還が滞ると更に完済までの期間を要するため、借受人の他、連帯債務者の経済、家庭状況も変化します。特に債務者が高齢化して稼働収入がなくなり、償還困難に陥ってしまうことが課題です。 滞納発生時に早期に督促することで滞納の長期化の防止につなげ、生活困窮者の家庭状況を把握しながら償還計画の見直し等を行うことで、償還率を毎年微増させている点は評価できます。 また、適切な債権整理及び償還促進に努めた上で、納入される見込みのない債権について、東京都へ報告した点も評価できます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>滞納者へ早期督促、催告を実施し、滞納の長期化を防ぎます。長期滞納となっている生活困窮者へは、生活自立支援窓口を活用した家計相談や実行性のある償還計画を提案します。 また、適切な債権整理及び償還促進に努めた上で、納入される見込みのない債権については、昨年引き続き東京都へ報告します。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和 3年度 事業実施状況（D o）

整理番号 234

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	相談（ゆうライン、専門相談）の実施	1,438	件	2,642
	関係機関向け専門相談、区民向け子育て講座の開催等	46	回	1,944
	その他（ ）			

子どもと家庭の総合相談を行う「ゆうライン」事業を通して、子ども自身の悩みや保護者からの子育て相談などにきめ細やかに対応しました。また、家族の問題や子どもの心の問題に関しては、専門家による相談を実施しました。令和3年度は「ゆうライン相談」の頻回利用者を適切な支援先につなげることができた等により相談件数は減少しました。「子育て相談サロン」は、保育園利用者が増加した等によりニーズが低下し、1グループのみの利用となりました。保護者の子どもへの関わり方に関する子育て支援講座は、コロナ禍でも参加希望者が多く感染予防に努めながら実施しました。

令和 3年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	子どもセンターや子ども子育てプラザの設置等、相談窓口の充実により、子育て支援サービスについての問合せや比較的短時間で対応可能な相談は減少する一方で、子どもとの関わり方や子育ての精神的負担に関する相談が増えており、相談内容もより複雑化しています。特に育児の負担感を訴える相談が多く、相談者が自身の気持ちを話すことで「落ち着きました。」「また頑張れそうです。」などの声が寄せられています。
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	核家族化や地域社会とのつながりの希薄化により、子育てに対する不安や孤立感を感じる家庭が増加していることや、インターネット、SNSの利用など子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、相談内容はより複雑化すると考えられます。このため、さまざまな相談に適切に対応できる相談員の確保が求められます。また、現在17時以降の相談は全体の約2割程度を占めていますが、共働きによる生活時間の変化や、子どもが架電しやすい時間帯を考慮し、相談対応時間の延長を検討する必要があります。
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	「ゆうライン相談」の件数は、頻回利用者を適切な支援先につなげることができたことや、新型コロナウイルス感染症の影響により家族が在宅しているため電話がかけづらい等の理由から大幅に減少しました。一方、専門相談である「子どものこころの相談」は、発達特性による育てにくさや友人関係の課題、自傷行為などの難しい相談が多く、予約が取りにくい状況が生じました。
評価と課題	ゆうライン相談の内容は、これまで以上に家族関係が複雑化したものとなり専門相談につながるケースが増えました。このため、相談員の対応力の向上のために、相談マニュアルの見直しを行うとともに事例検討や専門非常勤職員によるカンファレンスを定期的実施しました。今後も、質の高い相談ができる相談員の確保に取り組むとともに、時間の延長など区民が相談しやすい体制整備に努めます。 子育て相談サロンは、保育園の利用者の増加などによりニーズが低下し、令和3年度は1組の利用だったことから年度末で事業を終了としました。今後は、保育園等を訪問し課題を抱えた子どもや保護者の対応について職員の相談にのる巡回型専門相談を活用し、親子支援ができる環境を整えます。

令和 5年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）・実施主体の見直し
予算の方向性の理由・内容	より複雑化する「ゆうライン」相談の内容に対応できる相談員の確保をするとともに、区民がより相談しやすい環境を整えるため、受付時間の拡充をするとともに、電話相談窓口の一部を民間事業者へ委託し、効率的・効果的な相談体制を整備します。	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 235

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)	
	子どもショートステイ事業の実施		2	所	12,087
	要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業の実施		3	所	4,802
	その他 ()				
事業実績	<p>保護者が育児疲れ、疾病等で一時的に子どもの養育が困難となった時に利用することのできる子どもの預かり事業を、区内の児童養護施設及び乳児院で実施しました。子どもショートステイ事業の利用は延べ211人、要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業の利用は延べ23人でした。新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えなどから、利用実績は令和2年度を下回りました。</p>				

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>子どもショートステイ事業については、平成6年度から開始しました。養育困難、保護者の疾病、中でも精神疾患等による利用が多く、長期化や頻回利用のニーズが増加しました。このため、平成19年度に利用要件の内容の見直しを行い、平成24年度には、利用日数について、原則1回7日以内、年度内の合計を28日以内としました。令和元年度から要支援家庭を対象としたショートステイ事業を開始しました。両事業とも利用することにより「安心して療養でき良かった。」「支援してもらえることで少し子育てに自信が持てた。」等の声が寄せられている一方、「利用施設が遠い。」「宿泊はハードルが高い。」などの意見がありました。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>核家族化による育児支援が受けにくい状況や地域社会とのつながりの希薄化を背景とし、保護者の育児疲れや養育力の低下、保護者の心身の不調等による利用は多く、今後も両事業は重要な役割が求められています。また、障害や発達特性のある児童の養育が困難な家庭や思春期の児童が親子関係の困難さから一時的な避難場所を求めるケースが増えていることから、このような家庭の子どもの預かりを検討する必要があります。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>子どもショートステイ事業については、目標に対する実績は73.2%に留まりました。これは新型コロナウイルス感染症の発生により、利用をためらう家庭があったことや、委託施設で受入れができない期間があったことが主な要因と考えています。一方で、要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で外出が制限される中、家族と一緒に家で過ごす時間が長くなったこと等により親子関係が悪化するケースもあり、令和2年度と比べ15件増加しています。</p>
評価と課題	<p>保護者の育児疲れや心身の不調、養育困難等、支援が必要な家庭の利用が増加しており、児童虐待防止の観点からも重要な事業となっています。子どもショートステイ事業では、発達特性のある児童の養育が困難な家庭からの利用希望もあり、個別に環境調整が必要な児童への対応が課題となっています。要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業では、乳児院の預かりを契機に、保護者が育児支援の受入れに前向きになり保育園入園につながるケースもあり、虐待予防に効果のある取組となっています。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善) ・対象の見直し
予算の方向性の理由・内容	<p>この事業は、保護者の育児負担の軽減や養育状況の改善など、虐待予防の観点において重要です。このため、支援が必要な家庭が必要な時に確実にサービスの利用につながるよう、関係機関との連携を密にしていきます。特に要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業においては、継続した支援が必要な家庭を見極め、柔軟な対応を行うことで親子関係の調整を図り虐待の未然防止に努めます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和 3年度 事業実施状況（D o）

整理番号 236

	内 容	規模	単位	事業費（千円）
主な取組	杉並区要保護児童対策地域協議会（会議・研修等）の運営	191	回	4,698
	グループカウンセリング・保護者のこころの相談の実施	185	回	4,892
	要支援家庭育児支援ヘルパーの実施	102	世帯	8,868
	要支援家庭産後ケア事業の実施	135	人	6,434
	その他（子育て寄り添い訪問事業（ハロー！なみすけ訪問）の実施等）			190
事業実績	<p>児童虐待通告・相談を受け1,009件の要保護児童及び179件の要支援児童（学齢期以降）ケースを新規受理し、令和2年度からの継続ケース669件と併せて支援するとともに、要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関と連携を図りながら支援に取り組みました。新型コロナウイルス感染拡大により自粛していた講座等を再開したため、グループカウンセリングや保護者のこころの相談は増加する一方、要支援家庭育児支援ヘルパー事業の利用は引き続き減少しました。寄り添い訪問事業では健診等の受診が進み、237人の児童の安全確認ができ対象者は減少しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	<p>子ども家庭支援センターと保健センターの役割分担による児童虐待の早期発見、未然防止を重視した取組や要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携が進み、要保護児童、要支援児童、特定妊婦に対する早期からの適切な支援がより機能的・継続的に行なわれるようになっていきました。同時に、児童虐待への区民や関係機関の関心が高まり、地域型子ども家庭支援センターの設置、未就園児等の実態把握、児童相談所からの送致への対応などの取組を進めた結果、児童虐待の通告・相談件数及び対応件数は年々増加してきました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活スタイルの変化によるストレスや不安を抱えた家庭も多く、児童虐待等の発生リスクが高まる状況が生まれやすくなっています。</p>
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	<p>児童虐待対応は件数の増加とともに、内容もより複雑化してきています。DVによる避難支援が必要なケースや、夜間放置や不適切な養育環境によるネグレクトなど、各専門機関と連携して対応するケースが増えています。要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携を強化するとともに、3か所の地域型及び基幹型子ども家庭支援センターの整備、子ども家庭支援センターと保健センターとの連携による未然防止の取組を進め、増加する児童虐待の通告・相談に対し、よりきめ細かく機動的に対応できる体制を構築していきます。また令和8年度の区立児童相談所の設置を見据えた児童相談体制の検討を進めます。</p>
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	<p>児童虐待の通告・相談件数の増加、未就園児童等の訪問・調査、児童相談所からの送致への対応等により、要保護児童、要支援児童（学齢期以降）の新規受理件数は年々増加傾向にありましたが、令和3年度は未就園児童等の調査の減少により前年度を下回る1,188件となり、継続支援中のケースも含めた総対応件数も1,968件から1,857件に減少した結果、述べ相談対応件数は68,941件となりました。一方、対応する職員体制の整備、地域型子ども家庭支援センターの開設、保健センター及び要保護児童対策地域協議会における関係機関連携の推進、各種支援事業の実施等により取組を進めた結果、対応・支援により終了した割合は1,857件中1,224件で65.9%となり、目標とした60%を上回りました。</p>
評価と課題	<p>要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携が進み、子どもや保護者の変化に気づいた所属機関などから連絡が入ることが増え、早期に支援を開始することができました。またその後の対応についても、地域型子ども家庭支援センターの整備や支援担当者の増員により、家庭の課題に応じたきめ細かな対応を行うことができました。保健センター、児童相談所、関係機関等の協力のもと、子育て寄り添い訪問事業を含めた各種支援事業を実施することにより、児童虐待の予防、重篤化の防止に取り組みました。今後は、3つの地域型子ども家庭支援センターと基幹型子ども家庭支援センターの役割を明確にするとともに、要保護児童対策地域協議会のさらなる支援力の向上のため、実務者会議の拡充や各種研修等の実施により、児童虐待対策の更なる強化につなげます。</p>

令和 5年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）・対象の見直し
予算の方向性の理由・内容	<p>児童虐待対応は、件数の増加とともに、より複雑で対応が困難なケースが増えてきており、職員の専門性が求められています。職員が適切に支援を行っていくために各種研修へ積極的に参加するとともに、所内での研修を充実させ、専門的なスキル向上に取り組み、人材育成を強化します。また要保護児童対策地域協議会の機能強化を目指し、協議会構成メンバーの拡充や会議の運営方法の見直し、具体的な事例検討を通じての対応力・アセスメント力の向上を目指します。また関係機関向け虐待対応研修の回数を増加するとともに、関係機関に出向いての出張講座の開催や巡回型スーパーバイズを積極的に活用できるよう体制を整えます。区立児童相談所の設置を見据えて、子ども家庭支援センターの虐待未然防止、早期対応力の向上を図るため、要支援家庭を対象にした在宅支援サービスの見直しや拡充に取り組みます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00246)

事務事業名称	ひとり親家庭支援	款 04	項 02	目 01	事業 011	整理番号	238		
現担当課名	子ども家庭部管理課	係名	ひとり親家庭支援担当			連絡先 電話番号	1807	昨年度 整理番号	253
上位施策No・施策名	21 子育てセーフティネットの充実				予算事業区分	既定事業			
事業開始	昭和58年度	実行計画事業	目標 05	施策 21	計画事業 01	主要事業 (区政経営報告書掲載事業)			
令和 3年度 担当課名	子ども家庭部管理課				事業評価区分	一般			

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	区内のひとり親家庭	根拠 法令 等	(1) (2)	杉並区ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業実施要綱 杉並区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭等の家事・育児等の負担の軽減 ○ひとり親家庭への休養の機会と場の提供 ○区のひとり親支援施策の周知 ○就労自立を目指すひとり親への支援 ○養育費の継続した履行確保への支援 	活動指標		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生以下の児童がいるひとり親家庭の親が就労などで日常生活に支障をきたしている場合に、家事や育児を行うホームヘルプサービスを提供する。 ○ひとり親家庭が、区が契約している宿泊施設及び日帰り施設を利用する場合に、利用料の一部を助成する。 ○就労機会の拡大と生活の安定に寄与する資格の取得をめざすひとり親に対し、生活費や受講費用の負担軽減のための給付金を支給する。 ○養育費保証契約締結費用等を助成する。 	指標名 (1)	ひとり親支援サービス (ホームヘルプ、休養ホーム、自立支援給付金等) 利用延べ人数	
		指標説明	ひとり親支援サービス (ホームヘルプ、休養ホーム、自立支援給付金等) を実際に利用した延べ人数	
		指標名 (2)		
		指標説明		
		成果指標		
		指標名 (1)	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス利用申請者の利用率	
		指標説明	ひとり親家庭等ホームヘルプサービスを申し込んだ世帯のうち、実際にサービスを利用した世帯の割合	
		指標名 (2)	自立支援給付金又は高卒認定試験合格支援事業給付金受給者の就労率	
		指標説明	自立支援給付金又は高卒認定試験合格支援事業給付金受給者のうち、修了年度又は翌年度に就労した割合	

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度	令和 3年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績	計画	対計画比 (%)	予算執行率 (%)
活動指標 (1)	1 人	1,470	1,641	615	1,609	704	1,608	43.8	61.0
活動指標 (2)	2								
成果指標 (1)	3 %	89	100	65	100	87	100	87.0	
成果指標 (2)	4 %	56	100	83	100	100	100	100.0	
事業費	5 千円	29,938	32,586	20,952	29,131	17,778	41,813	特記事項	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用回数、ひとり親休養ホームの利用者数、ひとり親自立支援給付金の申請者数が、新型コロナウイルス感染症の影響等により、当初の見込みを下回ったことなどから、予算執行率が低くなっています。	
(内) 委託費	7 千円	13,746	15,845	12,294	13,183	8,901	18,177		
職員数	8 人	3.24	3.24	3.11	3.25	3.11	3.11		
	9 人	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		
人件費	10 千円	28,246	28,246	26,444	27,635	25,947	25,947		
	11 千円	3,080	3,080	3,628	3,628	3,675	3,675		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	61,264	63,912	51,024	60,394	47,400	71,435		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	41,676	38,947	82,966	37,535	67,330	44,425		
財源	受益者負担分	14 千円	73	0	0	0	0		
	国からの補助金等	15 千円	9,662	9,449	8,399	14,055	7,194		
	都からの補助金等	16 千円	125	125	125	75	139	282	
	その他の補助金等	17 千円	0	0	0	0	0	0	
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	9,860	9,574	8,524	14,130	7,333	14,641	
	差引：一般財源 (12-18)	19 千円	51,404	54,338	42,500	46,264	40,067	56,794	
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 238

	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
主な取組	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の実施	1,834	回	8,892
	ひとり親家庭休養ホーム事業の実施	654	人	2,795
	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給	10	件	5,947
	養育費確保支援事業の実施	2	件	73
	その他 (全国ひとり親世帯調査事務費 (消耗品の購入) ほか)			71
事業実績	ひとり親家庭ホームヘルプサービスでは、18の事業者と委託契約を結び、延べ26世帯が利用しました。ひとり親家庭休養ホーム事業は、宿泊45施設で367人、日帰り5施設で287人が利用しました。また、就労支援では、資格取得のための給付金支給のほか、自立支援プログラム策定員が12名に対しプログラム策定を行いました。令和3年度から開始した養育費確保支援事業では、保証契約締結費用と公正証書作成手数料を各1件助成しました。			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	令和2年度の区ひとり親家庭実態調査結果では、ひとり親世帯の就労割合は90%を超えています。正規社員の割合は、母子53.7%、父子73.9%となっています。年収別では、年収300万円未満では、非正規社員の割合が高くなっています。悩みや困りごとについては、母子・父子世帯いずれも「家計に関すること」が最も高くなっています。養育費については、養育費を受け取れていない世帯が58%、うち文書等での取り決めがあっても受け取れていない家庭が33.3%ありました。また、就労支援専門員を中心とした窓口等における資格取得・職業訓練に関する相談延べ件数は、元年度261件、2年度203件、3年度286件となっています。
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	令和4年3月に行われた民間調査によると、ひとり親の全体の就業割合81.4%のうち、非正規雇用は67.7%でした。また、約2年に渡る新型コロナウイルスに伴う学校休校等の影響により、休職や時短勤務を余儀なくされ、「収入が減った」との回答が63.8%ありました。物価高騰の影響もあり、経済的に不安定な状況からの自立を目指すひとり親から、安定した就業と収入を確保するためのきめ細やかで継続的な就労支援が一層求められると予想されます。そのため、引き続き各家庭の実情に合わせた自立目標を立て、その目標に向けた就労支援と、側面から支える生活支援や子育て支援を組み合わせ、継続的な支援を実施していきます。
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	ひとり親家庭等ホームヘルプサービスの利用率及び1人当たりの利用回数は上昇しましたが、感染防止に伴う在宅勤務増加等の影響により利用世帯数と延べ利用回数は減少しています。自立支援給付金 (教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金) 受給者の就労率は100%となり、新たな就労先やより良い勤務条件に結びつけることができたと考えられます。高等学校卒業程度認定試験合格支援事業は、令和3年度は申請がありませんでした。
評価と課題	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業について、在宅勤務時に対応した基準を定めるとともに、相談者へ丁寧な説明を行うことで、適正な利用につながりました。自立支援給付金事業については、国の動きに合わせて対象講座の拡充等を行いました。国の事業のため対象講座や資格が定められており、相談者の想定通りの利用が難しい場合があるため、引き続き、制度の周知を図るとともに、相談時に本制度の趣旨を申請者と共有し、就労自立につながるよう支援していきます。養育費確保支援事業については、事業の性格上、事前相談から申請に至るまでに時間を要することから、合計2件の助成となりましたが、相談継続中の方も複数あり、当事業が有効に活用されているものと評価しています。

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、全体的にサービスの利用者数は減少傾向にありますが、ひとり親家庭の生活は厳しさを増しており、より安定した就業と収入を確保するための機会拡大に向けた支援がますます重要となります。就労自立を目指す支援を必要としているひとり親家庭が、早期に必要なサービスが受けられるように相談支援及び積極的な情報提供を継続していきます。ひとり親ホームヘルプサービス事業は、令和3年度に派遣回数の見直しを行い、必要とする家庭が適正にサービスを利用できるよう支援を行っており、これを継続していきます。また、養育費確保支援事業は、令和4年度より、ADR費用や調停等に必要となる戸籍等の取得費用等を助成対象に加えしました。引き続き周知に努め、利用促進を図っていきます。	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 239

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	児童扶養手当の支給 (児童数)		2,059	人
	杉並区児童扶養手当システム運用保守業務委託	1	件	8,398
	税制改正 (基礎控除の振替等) に係る児童扶養手当システム改修業務委託	1	件	479
	その他 (事務費 (システム賃借料、郵送料の支払ほか))			4,602
事業実績	ひとり親家庭等で高校卒業までの年齢の児童を養育する所得制限内の保護者に対し、児童扶養手当を支給しました。事業実績支給対象児童数は、令和2年度に比べ約2.2%減となりました。対象児童数の減に伴い、支給額は、約1.7%減となりました			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	平成8年及び平成10年には申請者または扶養義務者の所得制限の強化及び未婚の認知条項が撤廃されました。平成14年には所得制限額・手当額の改正と母が受け取る養育費が所得算入されました。平成15年には請求期限の事項撤廃と児童が受け取る養育費が所得算入されました。平成20年には受給開始後5年の経過等により、一部支給停止の制度が導入されました。平成22年度から父子家庭にも拡大されました。平成24年8月から父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童も支給要件児童とされました。平成26年12月分から公的年金と併給支給が可能となりました。平成28年8月分からは、第2子加算額及び第3子以降の加算額を増額しています。令和3年3月分からは障害年金受給による未受給者に対して、年金の子加算分との差額の受給が可能になりました。
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	これまで、区の18歳未満の児童数は微増しつつも、児童扶養手当受給者数は、父又は母が働いている世帯の増加等により、年々減少して来ました。今般の新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による社会状況の変化により、直接又は間接的に収入減少等の影響を受けた世帯が発生していると思込まれることから、今後の受給者数にも影響があるものと思われまます。
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	受給者数・対象児童数・支給額については、父又は母が働いている世帯等の増加により、年々減少する傾向にあります。一方、現況届については、毎年回収率が9割以上と高く、支給対象者への手当が適切に支給されているものと思えます。
評価と課題	今般の新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による社会状況の変化により、直接又は間接的に収入減少等の影響を受けた世帯が一定数いると思込まれることから、新たに受給対象となる世帯が増加する可能性があります。引き続き、必要な周知を図ることにより、適切な支給に努めます。

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	児童扶養手当法に基づく事業であり、対象者や実施方法等を見直すことは困難であり、事業コストについては現状維持としますが、今般の新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、収入が減少した世帯を考慮すると、支給額が増加する可能性があります。	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 242

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	児童育成手当の支給 (児童数)		3,491	人
	現況届関係書類等印刷及び封入・封緘業務委託	1	件	262
	その他 (事務費 (郵送料、物品購入))			550
事業実績	ひとり親家庭等で、高校卒業までの年齢の児童を養育する所得制限内の保護者に対し、児童育成手当を支給 (前年度比約3.1%減) しました。			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>手当額の引き上げは平成6年、7年、8年6月に行われました。また、所得制限の緩和は平成6年、7年、9年、10年、13年、14年6月に行われました。平成8年6月には未婚の認知条項が削除されました。平成10年6月には対象要件が変更され、事実婚・児童の施設入所の場合は支給不可となりました。平成12年6月には国の特別障害者手当に準拠する所得制限額が改正されました。平成24年8月には支給要件児童に父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童を含むこととされました。平成30年には児童育成手当条例の改正により、所得限度額計算の際にみなし寡婦控除及び長期・短期譲渡所得の特別控除等が適用されました。</p> <p>事業に対する意見は特段ありませんでした。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>区の18歳未満の児童数は微増しているものの、児童育成手当受給者数は、父又は母が働いている世帯の増加等により、年々減少しています。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による社会状況の変化により、直接又は間接的に収入減少等の影響を受けた世帯が一定数いると見込まれることから、今後の受給者数にも影響があるものと思われます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>受給者数・対象児童数・支給額については、父又は母が働いている世帯等の増加により、令和元年度と比べ減少していますが、いずれも計画値の9割を超える実績となっています。</p> <p>また、現況届の回収率については、資格喪失の手続きを行っていない者が含まれるため、目標である100%の回収は困難ですが、より分かりやすい通知文の作成や必要な手続きへの勧奨等により、回収率を向上させていきます。</p>
評価と課題	<p>ひとり親家庭等に対する手当を支給することにより、生活の安定や自立の支援に寄与しています。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症や物価高騰等による社会状況の変化により、直接又は間接的に収入減少等の影響を受けた世帯が一定数いると見込まれることから、新たに受給対象となる世帯が増加する可能性があります。引き続き、必要な周知を図ることにより、適切な支給に努めます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>東京都の制度を基準に都内の区市町村が同一の事業を実施していることから、対象者や実施方法等を見直すことは困難であり、事業コストについては現状維持としますが、今般の新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、収入が減少した世帯を考慮すると、支給額が増加する可能性があります。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 243

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	児童育成手当 (障害手当) の支給		229	名
	その他 (支給事務費)			19
事業実績	障害児を扶養する保護者229名に児童育成手当 (障害手当) を支給することで児童の福祉の増進を図りました。			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	所得制限を導入した平成12年度以降、支給対象児童数は微減で推移していましたが、その後は緩やかな増加傾向に転じています。 子ども部門が所管の児童育成手当 (育成手当) との内容、対象者との区別がわかりづらいという意見もあります。
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	今後も対象となる障害児の増加が予測されるため、申請者数の増加が見込まれます。
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	令和3年度は前年度に引き続き受給者数 (実績) が目標値を下回りましたが、在宅の障害児に対する支援体制の整備が続く中、受給者数は緩やかに増加していく見込みです。
評価と課題	障害児の健全育成と福祉の増進を図るため、今後も事業を継続していきます。一方、児童が特定の施設へ入所すると手当の支給対象から外れますが、その情報を把握することが難しいこともあります。必要な方に確実に支給し、持続可能な制度とするため療育の担当部門などと連携し、適正な支給に努めていきます。

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	令和5年度は前年度と同程度の受給者数となることが予想されます。児童の福祉の増進と家族の経済的負担の軽減を図るため、必要な予算を確保し、適正な事業の継続に努めていきます。	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 245

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	ひとり親家庭等医療費助成		2,152	人
	診療報酬審査手数料及び審査支払委託料支払			2,142
	その他 (事務費 (郵送料等))			544
事業実績	ひとり親家庭等で、高校卒業までの年齢の児童を養育する所得制限内の保護者に対し、当該児童及び保護者の保険診療に係る医療費の自己負担分 (全部又は一部) を助成 (前年度比約6.7%増) しました。			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	平成11年から制度開始より緩和されていた所得制限額を強化 (本人及び扶養義務者) しました。平成13年1月から、課税世帯は一部負担金を導入しました。平成15年1月から、父又は母が受け取った養育費を所得に算入しました。平成16年1月から、対象児童が受け取っている養育費も所得に算入しました。平成25年1月から、父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童を支給要件児童に追加しました。平成26年7月から、第三者行為に係る医療費助成の損害賠償請求権を区へ譲渡することを条例に規定しました。 事業に対する意見は特段ありませんでした。
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	区の18歳未満の児童数は微増していますが、一方で区のひとり親家庭等医療費助成の対象者数は、父又は母が働いている世帯の増加等により、年々減少しています。 令和3年度は、前年度からの新型コロナウイルス感染症の影響がある中、緊急事態宣言の解除期間等もあり、受診件数、医療費助成額ともに増加しました。 今後、新型コロナウイルス感染症が疾病予防や医療機関への受診にどのように影響するかは、国等が示す日常生活における感染予防指針とも関係するため予測が困難ですが、コロナ以前の事業規模に戻りつつあると見込んでいます。
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	事業の性質上、目標を設定することはそぐわないと考えますが、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、受診件数、医療費助成額ともにコロナ以前の規模に戻りつつあります。 なお、現況届の回収率は例年どおり98%前後で推移しており、支援が必要な方を適切につなげられているものと評価しています。
評価と課題	経済的に支援が必要なひとり親家庭等へ医療費の自己負担分 (全部又は一部) を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定や良好な健康状態の保持に寄与しています。 医療証の発行は対象者の申請に基づき発行するため、申請漏れがないように、広報やホームページで周知を行うとともに、転入や離婚、配偶者の死亡の際などに伴う手続や各種相談の機会を捉えて、引き続き制度の周知に努めます。

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	今後も、対象人数の減少が見込まれますが、現状維持とします。 なお、助成額については新型コロナウイルス感染症の影響やインフルエンザ等感染症の流行状況等により受診件数が変化することから予測が困難であり、増加する可能性があります。	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00267)

事務事業名称	民営母子生活支援施設に対する保護委託	款 04	項 02	目 01	事業 031	整理番号	257	
現担当課名	杉並福祉事務所	係名	高円寺事務所相談係		連絡先 電話番号	4302	昨年度 整理番号	272
上位施策No・施策名	21 子育てセーフティネットの充実			予算事業区分	既定事業			
事業開始	昭和40年度							
令和 3年度 担当課名	杉並福祉事務所			事業評価区分	一般			

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情の女性で、生活上の問題を抱えているため18歳未満の児童を十分養育できない母親とその児童	根拠 法令 等	(1) 児童福祉法第23条、51条、53条、55条、56条 (2) 杉並区児童福祉法施行細則第9、10、11条
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○母親と児童の安定した生活の場を確保するとともに、退所後も自立した生活ができるよう、継続的な支援を行う。	活動指標	
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○生活上又は経済的な問題を抱え、児童の養育が十分にできない母親と児童を、母子生活支援施設に入所させ、安定した生活と自立の促進を支援する。また、退所後も相談・支援を継続し、母子の健全な成長を見守っていく。 ○入所した母子生活支援施設に保護委託費用の支払を行う。	指標名 (1)	入所世帯数
		指標説明	年度当初実数+年度途中入所実数
		指標名 (2)	入所人数
		指標説明	年度当初実数+年度途中入所実数
		成果指標	
		指標名 (1)	退所 (自立) 世帯数
		指標説明	
		指標名 (2)	退所 (自立) 人数
		指標説明	

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度 計画	令和 3年度 対計画比 (%)	令和 3年度 予算執行率 (%)	
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績				
活動指標 (1)	1 世帯	35	30	26	30	22	30	73.3	91.3	
活動指標 (2)	2 人	90	75	63	75	54	75	72.0		
成果指標 (1)	3 世帯	14	10	11	10	6	10	60.0		
成果指標 (2)	4 人	37	25	27	25	14	25	56.0		
事業費	5 千円	113,171	143,901	134,365	152,766	139,443	148,594	特記事項		
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0			
(内) 委託費	7 千円	0	0	0	0	0	0			
職員数	8 人	1.56	1.40	1.46	1.40	1.47	1.20			
	9 人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
人件費	10 千円	13,600	12,205	12,414	11,904	12,264	10,012			
	11 千円	0	0	0	0	0	0			
総事業費 (5+10+11)	12 千円	126,771	156,106	146,779	164,670	151,707	158,606			
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	3,622,029	5,203,533	5,645,346	5,489,000	6,895,773	5,286,867			
財源	受益者負担分	14 千円	186	161	240	382	150	231		
	国からの補助金等	15 千円	48,548	65,097	61,337	69,419	52,133	67,409		
	都からの補助金等	16 千円	24,274	32,548	30,782	34,709	26,193	33,704		
	その他の補助金等	17 千円	0	0	0	0	0	0		
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	73,008	97,806	92,359	104,510	78,476	101,344		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	53,763	58,300	54,420	60,160	73,231	57,262			
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1			

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 257

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	国基準保護費 (扶助費) の支給	196	世帯	127,373
	区加算保護費 (扶助費) の支給	130	世帯	10,486
	区単独加算保護費 (扶助費) の支給	130	世帯	1,584
	その他 ()			
事業実績	<p>児童の安定した養育環境の確保と世帯の自立した生活の実現を目標として、本人と共に自立支援計画を立て、施設と区が協力し、本人を支えながら自立に向けたプログラムを実施しました。また、新規入所や継続利用に関して組織的な検討を行い、限られた入所枠を有効に活用しました。</p>			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>経済的な困窮を理由とする入居者に加え、DV被害者や児童の養育に困難を抱える方も多く入所しています。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>DV被害者や児童の養育に困難を抱える方からの相談は一定数あり、今後も必要とされることが予測され、母子生活支援施設のセーフティーネットとして大切な役割を果たしていくものと考えます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>母子生活支援施設への入所世帯数及び人数は、一昨年度に続き目標値を下回っています。また、昨年度は入所者が定められた入所期間を無事過ごしました。</p>
評価と課題	<p>2年間の入所期間内に生活の自立ができるよう、自立支援計画を策定しました。これにより、自立に向け効果的に支援をすることができました。支援にあたっては、生活困窮、DV被害者や児童の養育困難など個々の複雑な事情に応じ、きめ細かな対応が必要なことから、昨年は施設運営者と一緒に他施設見学に行き、入所者の支援の充実に活かしました。今後も施設運営者と協力し、先事例から学ぶなどの取組を継続することが必要です。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>予算は現状維持としつつ、入所者が早期に自立できるよう、施設と連携し、自立支援計画に則した支援を行います。また、母子生活支援施設を効果的に活用できるよう、入所調整を行っていきます。</p>	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00835)

事務事業名称	見守り強化事業	款	04	項	02	目	01	事業	072	整理番号	278	
現担当課名	子ども家庭部管理課	係名	子ども家庭支援係				連絡先電話番号	4400	昨年度整理番号			
上位施策No・施策名	21 子育てセーフティネットの充実						予算事業区分	新規事業				
事業開始	令和 3年度							主要事業 (区政経営報告書掲載事業)				
令和 3年度担当課名	子ども家庭部管理課						事業評価区分	一般				

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	要保護児童、要支援児童	根拠法令等	(1) (2)	支援対象児童等見守り強化事業実施要綱 (厚生労働省)
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○要保護児童、要支援児童のいる家庭に訪問し、食材の提供を通じて子どもの状況を把握することで、支援が必要な子どもの見守り強化を図る。	活動指標	指標名 (1)	本事業による支援人数
		指標説明	指標名 (2)	訪問回数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○地域で活動する社会福祉法人、特定非営利活動法人及び区で役割分担を行い、食材の提供を契機に家庭訪問し、子どもの状況を把握する。	指標説明	成果指標	見守り強化実施率
		指標説明	指標名 (1)	状況が把握できた子ども÷本事業による支援が必要な子ども
		指標説明	指標名 (2)	
		指標説明		

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度	令和 3年度	令和 3年度
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1 人				50	28	30	56.0	96.7
活動指標 (2)	2 回				100	50	60	50.0	
成果指標 (1)	3 %				100	100	100	100.0	
成果指標 (2)	4								
事業費	5 千円				9,723	9,398	6,272	特記事項	
(内) 投資的経費等	6 千円				0	0	0		
(内) 委託費	7 千円				9,723	9,398	6,272		
職員数									
常勤職員数 (再任用含)	8 人				1.20	1.36	1.30		
上記以外の職員	9 人				0.00	0.00	0.00		
人件費									
常勤職員分 (再任用含)	10 千円				9,844	10,975	10,508		
上記以外の職員	11 千円				0	0	0		
総事業費 (5+10+11)	12 千円				19,567	20,373	16,780		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円				391,340	727,607	559,333		
財源	受益者負担分	14 千円			0	0	0		
	国からの補助金等	15 千円			9,723	9,723	4,181		
	都からの補助金等	16 千円			0	0	0		
	その他の補助金等	17 千円			0	0	0		
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円			9,723	9,723	4,181		
	差引：一般財源 (12-18)	19 千円			9,844	10,650	12,599		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %				0.0	0.0	0.0		

令和 4年度 杉並区事務事業評価表（2）

令和 3年度 事業実施状況（D o）

整理番号 278

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	食を通じた見守り強化事業委託		50	回
	その他（ ）			
事業実績	地域で活動する社会福祉法人、特定非営利活動法人及び区で役割分担を行い、要保護、要支援児童のいる家庭へ食材の提供を契機とした訪問を行い、子どもの状況把握に努めました。延べ28人、50回の訪問を実施し、支援が必要な子どもの見守り強化を図りました。			

令和 3年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	事業開始当初は、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の休業等により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まりました。現在は、コロナの状況は変化していますが、引き続き、子どもの姿が見えにくい状況があることから、地域の関係機関と緊密に連携しながら本事業を活用し、子どもの見守り強化を図っていきます。
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	家庭の形の多様化など社会状況の変化により、子どもや家庭の抱える問題は複雑化しています。これまで以上に、児童虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の強化が必要となることから、要支援家庭への支援策として、子どもの見守り強化を拡充して実施します。
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	新規事業開始後の効果を確認するため、3年度は対象地域を限定して実施したことなどから、支援人数及び訪問回数ともに目標値を下回りました。
評価と課題	地域で活動する社会福祉法人、特定非営利活動法人及び区が適切に役割分担を行い、子どもの状況把握から必要な支援につなげることで、児童虐待防止対策の一層の強化を図ることができました。令和3年度は、新規事業開始後の効果を確認するため、対象地域を限定して実施しましたが、児童虐待対策として有効であることが確認できたため、今後は地域を限定せず、区内全域の要保護児童、要支援児童のいる家庭を対象とし、支援が必要な子どもの見守り強化を進めていきます。

令和 5年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	これまで以上に迅速かつ確かな児童虐待対応を行うためには、未然防止に向けた取組が重要であり、そのためには、要支援家庭への支援策を拡充していく必要があります。見守り強化事業は、より身近な地域の関係機関が要支援家庭と関わるため、家庭の状況把握や子どもの安全確認がしやすくなるなど、児童虐待防止対策として有効であることから、事業実施を継続していきます。	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00293)

事務事業名称	子ども家庭支援センターの維持管理	款 04	項 02	目 02	事業 003	整理番号	285
現担当課名	子ども家庭部管理課	係名	子ども家庭支援係	連絡先 電話番号	4400	昨年度 整理番号	302
上位施策No・施策名	21 子育てセーフティネットの充実			予算事業区分	既定事業		
事業開始	平成18年度						
令和 3年度 担当課名	子ども家庭部管理課			事業評価区分	施設維持管理		

令和 3年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	子ども家庭支援センターの維持管理	根拠 法令 等	(1) (2)
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○適切な維持管理等により安全かつ快適に利用できる施設とする。 ○杉並子ども家庭支援センターでは、1階から4階までの4施設が併存する施設として、災害時の適切な対応を連携して行う。	活動指標 指標名 (1)	年間開所日数 (施設全体)
		指標説明	
		指標名 (2)	
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○子ども家庭支援センターの施設の維持管理を委託する。	指標説明	
		成果指標 指標名 (1)	
		指標説明	
		指標名 (2)	
		指標説明	

指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	令和元年度	令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度 計画	令和 3年度 対計画比 (%)	令和 3年度 予算執行率 (%)
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1 日	342	348	295	330	300	293	90.9	85.0
活動指標 (2)	2								
成果指標 (1)	3								
成果指標 (2)	4								
事業費	5 千円	8,148	10,504	10,188	11,123	9,453	13,632	特記事項 節電や節水等を徹底したことにより光熱水費等が抑えられ、執行率が85%となりました。	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0		
(内) 委託費	7 千円	5,282	6,269	6,206	7,193	5,743	10,057		
職員数	8 人	1.15	1.10	0.00	1.30	1.47	2.50		
	9 人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
人件費	10 千円	9,520	9,590	0	11,054	12,264	20,858		
	11 千円	0	0	0	0	0	0		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	17,668	20,094	10,188	22,177	21,717	34,490		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	51,661	57,741	34,536	67,203	72,390	117,713		
財源	14 千円	270	0	0	0	0	0		
	15 千円	4,455	5,002	5,232	5,560	5,560	6,310		
	16 千円	0	0	0	0	0	0		
	17 千円	0	0	0	0	0	0		
特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	4,725	5,002	5,232	5,560	5,560	6,310		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	12,943	15,092	4,956	16,617	16,157	28,180		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 285

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	杉並子ども家庭支援センター清掃委託、設備点検保守委託			
	高円寺子ども家庭支援センター清掃委託、設備点検保守委託			1,761
	光熱水費の支出、消耗品購入ほか			4,454
	その他 ()			
事業実績	杉並及び高円寺子ども家庭支援センターの清掃や設備保守等の維持管理業務を、事業者に委託して実施しました。			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	
評価と課題	<p>杉並子ども家庭支援センターの建物は駅や区役所本庁舎から近く、区民にとっては利用しやすい場所にあり、児童館、保育園及び障害者施策課児童発達相談係の複合施設であることから、乳幼児、児童、保護者等の来所が多くあります。</p> <p>今年度も引き続き、児童館の運営方法を変更するなど、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止に取り組みました。今後も、各階施設との情報共有を図りながら、設備の定期点検とその結果を踏まえた対応を着実に実施しながら、安全かつ快適に利用できる施設としていきます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	杉並子ども家庭支援センターに併設する児童館、保育園、児童発達相談係の利用者のほか、高円寺、荻窪 (令和4年4月開設)、高井戸 (令和5年4月開設) の各地域型子ども家庭支援センターを安全かつ快適に利用できる施設とするためには、引き続き、施設の適切な維持管理を行っていく必要があります。	

令和 4年度 杉並区事務事業評価表 (2)

令和 3年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 301

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	荻窪子ども家庭支援センターの整備 (既存施設改修工事)			
	消耗品の購入等			2,089
	その他 ()			
事業実績	令和4年4月の荻窪子ども家庭支援センター開設に向けて、杉並保健所4階の訪問看護ステーション移転後のスペースの改修工事を実施しました。			

令和 3年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>児童虐待の通告・相談件数は年々増加し、子どもや家庭の抱える問題も複雑化しています。児童虐待の未然防止と早期からの支援のため、より迅速できめ細やかな相談・支援体制を構築する必要があることから、地域型子ども家庭支援センター (高円寺、荻窪、高井戸の3か所) の整備を段階的に進めることとし、平成31年4月に1所目の高円寺子ども家庭支援センターを開設しました。</p> <p>身近な地域に整備されたことで、近隣からの虐待相談が増加するとともに、関係機関との連携がこれまで以上に緊密となり、迅速できめ細やかな対応を図ることができました。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>今後も、児童虐待の通告・相談件数は増加が見込まれますが、児童虐待の未然防止・早期発見には、身近な地域におけるきめ細やかな相談・支援体制の充実を図ることが重要です。高円寺、荻窪に続き、令和5年4月には高井戸地域に子ども家庭支援センターを開設するとともに、令和8年度の区立児童相談所開設に向けた準備を着実に進め、児童相談体制の強化に取り組みます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>令和4年4月の荻窪子ども家庭支援センター開設に向け、開設場所となる杉並保健所の所管課と十分な調整を図り、改修工事を円滑に進めるなど、開設準備を着実に進めました。</p>
評価と課題	<p>令和4年4月の荻窪子ども家庭支援センターの開設に当たっては、計画どおりに改修工事を進めるとともに、広報すぎなみや区公式ホームページによる区全体への周知のほか、保育園、学校等の関係機関へ個別に説明を行うなどにより、スムーズな事業開始につなげることができました。令和5年4月の高井戸子ども家庭支援センター開設に向けても、計画的な改修工事や適切な事前周知を実施していきます。</p>

令和 5年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>高円寺、荻窪に続き、令和5年4月に、ゆうゆう浜田山館の機能移転後の建物を活用し、地域型で3か所目となる「高井戸子ども家庭支援センター」を開設します。また、令和8年度に開設する区立児童相談所は、現在の杉並子ども家庭支援センター等の施設解体後の跡地を活用することから、基幹型となる杉並子ども家庭支援センターの機能移転先についても検討を進め、子ども家庭支援センターの整備・機能強化を図ります。</p>	

令和4年度外部評価 質問票

施策21 子育てセーフティネットの充実(担当:山本会長)

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容
1	施策全般	<p>委員記入欄</p> <p>施策目標からするとひとり親家庭の自立と児童虐待の防止・抑止が大きな目標と判断される。しかし、活動指標も成果指標も対応してない。区民から要請があるサービスと区側からプッシュで対応するサービスがあり、区分する必要がある。給付金などの支給はコロナ感染と無関係である。区民意向調査では子育て世帯でない区民の回答が含まれている。児童虐待については早期発見が重要であり、保育所以外に一般区民や郵政・宅配等の業者や医師からの通報も利用することが必要。在宅勤務の増加でホームヘルプサービスなどの利用が減ったということであるが、家庭内の家事は減るわけではなく在宅でもひとり親の就業支援を図る点からは利用を認める制度になっているかの検証が必要。</p> <p>所管課回答欄</p> <p>ひとり親家族も含め核家族化が進み、子育て世帯が今まで以上に社会とのつながりが希薄化し、育児の孤立、子育ての不安感や負担感を抱え、子育てをめぐる様々な問題が生じていることから、安心して子育てが出来るかの目安として区民意向調査の「子育てを楽しんでいる人の割合」を指標としています。また、区民意向調査では18歳未満の子どもがいる方を対象に、この質問への回答を頂いていますので、子育て世帯でない区民の回答は含まれていません。</p> <p>次に、ひとり親家庭ホームヘルプサービスについてのご質問ですが、この事業は、中学生以下の児童がいるひとり親家庭等で、親が「就労、就職活動、就学などで不在になる時間帯」において「日常生活に支障をきたしている場合」に、家事や育児等を行うサービスです。ご指摘のとおり、家庭内の家事は減っていませんが、在宅勤務の増加により通勤に要する時間等が減少したことを受け、サービスを必要とする時間が減少したことから当該実績となっています。なお、在宅勤務の時間中に家事援助が必要な場合には、適宜サービス提供を行っています。</p>
2	母子・女性・家庭相談	<p>委員記入欄</p> <p>生活の相談で解決した件数はどの程度なのか？ 施設入所必要者は全員入所できているのか？その期間はどのようにして決定されているのか？相談事業は委託なのか？</p> <p>所管課回答欄</p> <p>福祉事務所のR3年度の相談件数は3,023件でした。相談は、家族への不満等を傾聴するだけで満足されて帰宅するケースもあり、何をもって解決するかは、難しいところですが、DV等緊急性の高い案件も関係機関と連携して適切に対処しており、概ね解決と考えています。</p> <p>新規母子生活支援施設入所世帯数は9世帯、母子・女性緊急一時保護件数は20件でしたが、希望した方は全員入所や保護ができています。母子生活支援施設は、2年間で自立を目指す施設であり、母子・女性緊急一時保護施設は、原則2週間(2週間延長可能)を目途に次の行き先を支援しています。相談事業は、福祉事務所職員が対応しています。</p>

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容	
3	女性福祉資金貸付	委員記入欄	債務償還は困難と思われる、どのように債務整理をしていくかの検討が必要。
		所管課回答欄	現年度分の返還金償還率は90%を超え、概ね順調に償還されています。過年度分は償還率が落ちることから、日頃からの早期督促・催告を行い滞納の長期化防止に努めています。万が一滞納が発生した時には、債務者の経済状況を聞き取り、分割納付や保証人や親族等からの支援を提案するなど償還計画の見直しを行っています。また、多重債務者や長期滞納者には、生活自立支援窓口へつなげ、経済的な安定を促して返済能力の回復に取り組んでいます。なお、貸付条例の規定にある死亡や著しい心身障害の場合には償還免除を行い、今後も家計状況の改善が見込めず、償還が困難な債務者へは債務整理の意向を確認し法律相談の活用を案内しています。
4	母子及び父子福祉資金貸付	委員記入欄	債権が270件に対して償還事務件数が22,821件となっているのはなぜか？ 23区で一括事務にした方が事務の効率化にならないか？
		所管課回答欄	①債権件数の件 債権の270件とは、令和3年度に貸し付けた債権の実績件数です。償還事務件数の22,821件は、当該年度に行った納入通知書発行や督促等この事業全体に関わる事務の総件数であり、二つの数値は関連するものではありません。 ②事務の効率化 本事業の実施主体は東京都ですが、貸付事務及び償還事務等を区長に委任して実施しています。1自治体で約2万件の作業等がある事務を都が一括して行うのは困難かと考えます。
5	子ども家庭支援センター相談事業	委員記入欄	子どもや保護者などからの相談ということであるが、相談により問題が解決したかどうかが重要であり対応したことで成果というわけではない。ゆうラインと子どものこころの相談と区分した統計はあるか？
		所管課回答欄	ゆうラインは、相談者が相談することで気持ちが落ち着いたり、問題解決の糸口を見つけたり、困り感が減少することで力を回復し、自分の力で状況を改善できるようになること等を目標にしています。このため、この目標に対応する成果として相談対応率を挙げています。ゆうラインと子どものこころの相談を区分した統計は存在します。
6	子どもショートステイ	委員記入欄	1回7日以内が原則ということであるが、これで保護者の負担軽減にはなっても子どもの安全や虐待防止につながるか？
		所管課回答欄	子育ての負担感が高まると、虐待につながる恐れがあるため、子どもと離れて心身に余裕を取り戻すことは、虐待予防に有効です。昨年度の育児疲れを理由に利用をした家庭の平均利用日数は一回当たり3日ですが、定期的に利用する方も多いことから、一回当たりの日数ではなく、年間を通し複数回利用できる仕組みにしています。

質問No.	事務事業名等 (プルダウンメニューより選択)	質問内容	
7	児童虐待対策	委員記入欄	要保護・要支援ケースの終了ケースの割合を60%にした根拠は？ 残りの40%に対してどのような対策を継続するのか？ 児童虐待通告件数と要保護・要支援件数との関係は？
		所管課回答欄	事務事業評価開始時の終了ケースの割合が約50%だったため、それを超える割合を目標としました。残り40%の継続ケースには、子ども家庭支援センター職員による定期的な面談や家庭訪問、子育てサービスの導入支援などを行っています。児童虐待通告件数は通告を受けた件数で、調査の結果非該当であった数を除いた数が要保護・要支援件数になります。
8	ひとり親家庭支援	委員記入欄	一人親の自立とはどのような状態か？ 就労と自立は異なり、所得が重要である。
		所管課回答欄	母子家庭の母は、就業経験が乏しいことなどから、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている場合が多く、また父子家庭においても所得の状況や就業の状況などから同様の困難を抱える家庭もあります。 ひとり親が自立している状態には様々な考え方があると存じますが、本事業においては、前述の背景のもと、単に就労したということに留まらず、安定的で一定の収入が得られる就労を行うことにより、生活の安定と向上が図られている状態が自立であるものと捉えております。
9	児童扶養手当支給	委員記入欄	児童育成手当、同障害手当)、との資格要件の違いはどうか？ まとめて支給できないか？
		所管課回答欄	児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づく国の制度であり、児童育成手当は東京都の制度です。ひとり親を対象とした手当という点は共通していますが、支給制限に係る基準や支給制限限度額、支給時期等は異なっています。 また、支給方法については、根拠法令等も異なる別の制度であることから、区の判断によりまとめて支給することは困難です。 なお、児童育成手当(障害)は、児童の障害を事由とする手当のため、前述のいわゆるひとり親を対象とした手当とは異なります。 ※児童扶養手当の支給月(1月・3月・5月・7月・9月・11月)法第7条 児童育成手当の支給月(2月・6月・10月) 条例第7条
10	ひとり親家庭等医療費助成	委員記入欄	この対象者は誰か？ 東京都の場合は中学生まで医療費は無料であり、親の分か？ 受診回数が一人当たり15回程度であるがこれは他の家庭に比べて多いのか？
		所管課回答欄	本制度は、ひとり親家庭の父母等と18歳までの児童が対象ですが、ご指摘のとおり、中学生までの児童についてはは乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度の対象となることから、実質は、ひとり親及び高校生の子が助成対象となります。また、令和3年度の年間延べ受診件数及び助成者数により一人当たりの平均受診回数15回を算出されているものと存じますが、これは平均の受診回数であり、同一制度内であっても心身の状況等により受診回数は異なっており、単純な比較はなじまないものと考えます。 なお、他の家庭と比較については、同年齢の児童がいる他の家庭のデータがないため平均値との比較になりますが、例として令和3年度の杉並区国民健康保険の「療養の給付件数」を令和4年4月1日現在の「被保険者数」で割ると、一人当たりの受診回数は約15回となるため、ひとり親家庭の受診回数のみが突出しているとは考えにくいかと存じます。